掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.4.15	令和８年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務	公益財団法人札幌国際プラザ	19,261,000	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本業務は、「日本語教育の推進に関する法律」に掲げられた地方公共団体の責務に基づき、外国籍市民が日本語で意思疎通を図り、自立した生活を送れるよう、地域における日本語教育の体制づくりを推進するものである。また、外国籍市民の背景は様々であり、学習者のニーズや地域の特性に対応した日本語教育が求められている。 本業務の遂行にあたっては、 ・外国籍市民の現況及び日本語教育の実情等に係る専門的な知見を有し、既存のリソースを活用しながら、本市の実情に即したカリキュラムの策定等ができること ・学習者と学習支援者・関係機関とのマッチング及び学習者のニーズ把握のため、地域日本語教室、大学、企業、外国人コミュニティ及び「さっぽろ外国人相談窓口」等とのネットワークを有していること ・本市が推進する多文化共生施策の方向性を理解し、本市とともに事業を推進できる組織体制であることの3点が不可欠である。 上記全ての要件を満たす者は、(公財)札幌国際プラザ以外に存在しない。同財団は、日本語教育に関する有識者や地域日本語教室等とともに、長年にわたり本市の地域日本語教育の推進に寄与してきた。このため、施策の企画立案に係る高度な専門性や、行政及び関係機関との調整能力を備えた人材を擁している。また、「さっぽろ外国人相談窓口」の運営や外国にルーツをもつ子どもへの支援事業等に取り組み、既存事業と連携した学習者の確保など、実効性の高い体制構築が可能である。 なお、(公財)札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）国際部国際課 011-211-2032
R8.7.15	外国人医療受診サポート業務（新体制）	メディフォン株式会社	17,300,000	R8.4.23	R8.4.23 ～ R11.3.31	本業務は、医療通訳の実施およびその基盤となるシステム開発を一括して行うものであり、高度な専門性と企画・開発能力が不可欠な役務である。業務の性質上、価格のみによる競争では適正な品質を担保することが困難であるため、予算の上限額を示した公募型企画競争(プロポーザル方式)にて契約相手方を選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）国際部国際課 011-211-2032
R8.4.30	イベント冊子配布業務（単価契約）	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	2,304,250	R8.4.13	R8.4.13 ～ R9.4.30	障がい者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に準ずる者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託者する者を契約の相手方とする （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R8.5.27	広報誌一部指定地域配布業務（単価契約）	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	12,344,060	R8.5.21	R8.5.21 ～ R9.5.31	障がい者に対して、自立訓練または就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に該当する者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者に委託することとした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R8.5.20	令和８年度マネジメント研修指導業務	株式会社パトス	4,516,499	R8.5.11	R8.5.11 ～ R9.1.29	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務能率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年３月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第３条第１項１号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部人事課 011-211-2072
R8.8.5	令和８年度講師派遣研修指導業務【対面】	株式会社パトス	3,614,860	R8.7.30	R8.7.30 ～ R9.2.26	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務能率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年３月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第３条第１項１号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部人事課 011-211-2072
R8.9.9	令和８年度採用年次別職員研修指導業務	株式会社パトス	2,827,999	R8.8.27	R8.8.27 ～ R8.12.28	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務能率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年３月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第３条第１項１号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部人事課 011-211-2072
R8.9.9	令和８年度新採用職員後期研修（仕事の基礎知識ⅡU）研修指導業務【動画】	株式会社パトス	1,940,400	R8.8.28	R8.8.28 ～ R9.2.26	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務能率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年３月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第３条第１項１号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部人事課 011-211-2072

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 7. 1	令和８年度首都圏における札幌市シティプロモーション業務	株式会社北海道アルバイト情報社	10,678,800	R8. 6. 22	R8. 6. 22 ～ R9. 3. 31	本業務の実施にあたっては、プロモーションに係る高度な企画力や創造性および豊富な経験に基づく実施能力や専門的知識が求められることから、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第３条第１項第１号(別添１参照)に該当するものと判断される。よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び札幌市契約規則第21条第１項ただし書の規定に基づき、企画競争を実施し、参加者の中から最も優秀な企画を提案した業者と、随意契約により委託契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）東京事務所 03-3216-5090
R8. 8. 26	戸籍附票システムへの振り仮名連携機能追加に係るシステム改修業務	リコージャパン株式会社	5,610,000	R8. 6. 15	R8. 6. 15 ～ R9. 3. 19	当該システムは、左記事業者とソフトウェア利用許諾契約を締結して利用しているが、当該システムの著作権は同社に帰属しており、システム改変は許諾されていない。 よって、本業務を行うことができるのは左記事業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）住民情報課 011-211-2296
R8. 9. 9	総合行政情報システム共通基盤用サーバ機器等（再リース）	ネットワンシステムズ株式会社	41,714,090	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 8. 31	本件、「総合行政情報システム」の基盤となる「共通基盤システム」（以下、「本システム」という）の業務において使用するため、総合行政情報システム共通基盤用サーバ機器等を令和２年度にリース契約により調達しており、令和７年６月30日に当該リース期間が満了となります。総合行政情報システムは、令和９年度にクラウドへの移行を予定していることから、それまでの期間は機器を更改せず現行環境を引き続き稼働させることが費用面の観点から有益です。 つきましては、現行環境を継続稼働させるため、リース期間満了後の買取りと再リースの見積を比較したところ、再リースの方が安価であり、「札幌市物品・役務契約等事務取扱要領」第55条第３項に基づいた事前検討書にて再リースが可能な条件であることを確認したことから、再リースによる調達を実施します。また、再リースに伴い契約の相手方が限定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とします。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8. 9. 9	総合行政情報システム共通基盤用仮想マシンのリソース拡張追加機器等（再リース）	ネットワンシステムズ株式会社	2,057,000	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 8. 31	本件、「総合行政情報システム」の基盤となる「共通基盤システム」（以下、「本システム」という）の業務において使用するため、総合行政情報システム共通基盤用サーバ機器等を令和２年度にリース契約により調達しており、令和７年６月30日に当該リース期間が満了となります。総合行政情報システムは、令和９年度にクラウドへの移行を予定していることから、それまでの期間は機器を更改せず現行環境を引き続き稼働させることが費用面の観点から有益です。 つきましては、現行環境を継続稼働させるため、リース期間満了後の買取りと再リースの見積を比較したところ、再リースの方が安価であり、「札幌市物品・役務契約等事務取扱要領」第55条第３項に基づいた事前検討書にて再リースが可能な条件であることを確認したことから、再リースによる調達を実施します。また、再リースに伴い契約の相手方が限定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とします。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8. 6. 17	財務会計システムクラウド移行業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	187,660,000	R8. 4. 27	R8. 4. 27 ～ R9. 8. 31	本業務は、財務会計システム（以下「本システム」という。）をOCI（Oracle Cloud Infrastructure）へクラウド移行する業務である。 本システムは、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を加えて開発したものであり、その詳細な仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。 また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者をおいて、本業務を履行できる事業者は他にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8. 6. 17	文書管理システムクラウド移行業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	147,400,000	R8. 4. 27	R8. 4. 27 ～ R9. 8. 31	本業務は、文書管理システム（以下「本システム」という。）をOCI（Oracle Cloud Infrastructure）へクラウド移行する業務である。 本システムは、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を加えて開発したものであり、その詳細な仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。 また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者をおいて、本業務を履行できる事業者は他にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8. 5. 20	イントラモバイルワーク基盤サーバ機器（再リース）（月額契約）	大丸株式会社	5,123,580	R8. 4. 28	R8. 5. 1 ～ R8. 11. 30	本業務は、令和３年度から運用しているイントラモバイルワーク端末およびその基盤となるサーバー・ネットワーク・ストレージの各種機器（以下「基盤機器」という。）について、継続使用のための再リースによる調達を行うものである。 当該基盤機器は、令和３年５月１日から締結しているリース契約が令和８年４月３０日をもって満了を迎えるが、イントラモバイルワーク事業については、事業終了（令和８年10月３１日）後の撤去等作業を含め令和８年11月３０日まで環境を維持する必要がある 。 そのため、現行契約満了日の翌日から７か月間という１年未満の短期利用となることから、新規調達による機器入替は行わず、現在使用中の基盤機器を継続して使用することが最も確実かつ合理的である 。 当該基盤機器について「再リース」という調達形態で契約を更新する場合、現在稼働している対象機器（サーバ機器、ネットワーク機器、ストレージ機器）の所有権を有している現行契約の各相手方（大丸株式会社、ネットワンシステムズ株式会社）から継続して借り受けるしか手段がない 。対象機器を所有していない他事業者から同機器を借り受けることは物理的及び権利的に不可能である。 したがって、本調達を履行できるのは当該事業者のみであるため、各相手方への特定随意契約とするものである 。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.5.20	イントラモバイルワーク基盤ネットワーク機器（再リース）（月額契約）	ネットワンシステムズ株式会社	3,624,040	R8.4.28	R8.5.1 ～ R8.11.30	本業務は、令和３年度から運用しているイントラモバイルワーク端末およびその基盤となるサーバー・ネットワーク・ストレージの各種機器（以下「基盤機器」という。）について、継続使用のための再リースによる調達を行うものである。 当該基盤機器は、令和３年５月１日から締結しているリース契約が令和８年４月３０日をもって満了を迎えるが、イントラモバイルワーク事業については、事業終了（令和８年10月３１日）後の撤去等作業を含め令和８年11月３０日まで環境を維持する必要がある 。 そのため、現行契約満了日の翌日から７か月間という１年未満の短期利用となることから、新規調達による機器入替は行わず、現在使用中の基盤機器を継続して使用することが最も確実かつ合理的である 。 当該基盤機器について「再リース」という調達形態で契約を更新する場合、現在稼働している対象機器（サーバ機器、ネットワーク機器、ストレージ機器）の所有権を有している現行契約の各相手方（大丸株式会社、ネットワンシステムズ株式会社）から継続して借り受けるしか手段がない 。対象機器を所有していない他事業者から同機器を借り受けることは物理的及び権利的に不可能である。 したがって、本調達を履行できるのは当該事業者のみであるため、各相手方への特定随意契約とするものである 。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8.5.20	イントラモバイルワーク基盤ストレージ機器（再リース）（月額契約）	ネットワンシステムズ株式会社	9,322,544	R8.4.28	R8.5.1 ～ R8.11.30	本業務は、令和３年度から運用しているイントラモバイルワーク端末およびその基盤となるサーバー・ネットワーク・ストレージの各種機器（以下「基盤機器」という。）について、継続使用のための再リースによる調達を行うものである。 当該基盤機器は、令和３年５月１日から締結しているリース契約が令和８年４月３０日をもって満了を迎えるが、イントラモバイルワーク事業については、事業終了（令和８年10月３１日）後の撤去等作業を含め令和８年11月３０日まで環境を維持する必要がある 。 そのため、現行契約満了日の翌日から７か月間という１年未満の短期利用となることから、新規調達による機器入替は行わず、現在使用中の基盤機器を継続して使用することが最も確実かつ合理的である 。 当該基盤機器について「再リース」という調達形態で契約を更新する場合、現在稼働している対象機器（サーバ機器、ネットワーク機器、ストレージ機器）の所有権を有している現行契約の各相手方（大丸株式会社、ネットワンシステムズ株式会社）から継続して借り受けるしか手段がない 。対象機器を所有していない他事業者から同機器を借り受けることは物理的及び権利的に不可能である。 したがって、本調達を履行できるのは当該事業者のみであるため、各相手方への特定随意契約とするものである 。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8.6.17	財務会計システムeLTAX対応業務（団体連動試験）	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	5,826,700	R8.5.13	R8.5.13 ～ R8.8.31	本業務では、既契約「財務会計システム（以下「本システム」という。）改修及び連携サーバ構築業務（eLTAX対応）」に伴い、本番運用相当の一連の流れを確認する試験を実施する。 本システムは、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を加えて開発したものであり、その詳細な仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである、 また、現在構築中の連携サーバについても同様に、その詳細な仕様は構築の主体である当該事業者のみが知り得るものである。 したがって、システム全体の内部構造を熟知していなければ、本番運用を見据えた一連の試験を実施することは困難であることから、本業務を的確に履行できる事業者は当該事業者をおいて他にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8.6.10	情報政策技術支援業務	株式会社アフォーダンス	12,782,000	R8.5.28	R8.5.28 ～ R9.3.31	本業務の遂行に最適な専門員を選定するためには、事業者独自の最新技術に関するノウハウやそれに基づく支援方法の工夫などの提案を受け、その内容を適切に業務に取り込むことを前提に評価する必要があり、価格のみによる競争入札に適さない。このため、本業務の委託業者の選定について、公募型企画競争（プロポーザル方式）により実施することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6279
R8.8.5	共有資源基盤上仮想サーバーのNEWSネット基盤移行業務	札幌総合情報センター株式会社	17,886,000	R8.6.29	R8.6.29 ～ R8.10.30	本業務は、本市の共有資源基盤上で稼働している仮想サーバー等について、新たに構築されたNEWSネット基盤への移行作業を行うものである。 本業務を安全かつ確実、かつ期限内に履行するためには、本市の共有資源基盤及び関連するネットワークインフラの構成、各種設定や運用ポリシーを熟知するとともに、既存の行政サービスへの影響を最小限に抑え、安定運用を維持しつつ効率的に移行作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は、本市の共有資源基盤の構築時から継続して運用保守を受託しており、同基盤の成り立ちやこれまでのシステム構成の変遷、運用に係る詳細な知見を蓄積していることから、本業務に必要な知識や技術を備えており、上述の履行に必要な要件を十分に満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8.8.5	NEWSバーチャルに係る認証・ライセンス設定見直し業務	札幌総合情報センター株式会社	5,203,000	R8.7.16	R8.7.16 ～ R8.8.31	本業務は、本市職員が利用する「NEWSバーチャル」環境において、「Entra ID P1ライセンス」の廃止に伴う新たな認証方式への移行及び利用者制御の仕組みの再構築等の作業を行うものである。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、本市ネットワークインフラやNEWSバーチャル環境(Azure Virtual Desktop等)のシステム構成、基本設定や運用ポリシーを熟知するとともに、イントラモバイルワークの安定運用を維持しつつ効率的に作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は、現在のNEWSバーチャル環境の基本設計及び構築等を受託していることから、同環境の仕様や設定内容を熟知しており、本業務に必要な知識や技術を備え、上述の履行に必要な要件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.8.26	共有資源基盤用サーバー（再リース）（月額契約）	株式会社大塚商会	2,453,220	R8.7.31	R8.8.1 ～ R8.10.31	令和３年度から運用している共有資源基盤用サーバー・NW機器・バックアップ機器の各種機器（以下「基盤機器」という。）について、継続使用のための再リースによる調達を行うものである。 共有資源基盤については、令和8年(2026年)7月末をもってハードウェア機器のリース期限を迎え、同年10月末にはVMwareのライセンス期限が満了することから、現行環境は順次運用を終了し、継続運用が必要な仮想サーバーについては、新たな「NEWSネット基盤」上へ移行させることと決定している。NEWSネット基盤への移行作業については、既存のサービスへの影響を最小限に抑え、安全かつ確実に新環境へ移行できるよう、令和8年10月末の完了に向けて現在計画的に業務を遂行しているところである。 一方、現在の本基盤を構成する基盤機器の現行リース契約は、令和8年7月31日をもって満了を迎えることから、NEWSネット基盤への移行が完了する令和8年10月末までは、現行の基盤環境を維持し、サービスを提供し続けることが不可欠であり、現行のリース期間満了後も、移行完了までの3か月間(令和8年8月1日から同年10月31日まで)は、これら基盤機器の契約を継続させる必要が生じている。 そのため、現行契約満了日の翌日から３か月間という１年未満の短期利用となることから、新規調達による機器入替は行わず、現在使用中の基盤機器を継続して使用することが最も確実かつ合理的である 。 当該基盤機器について「再リース」という調達形態で契約を更新する場合、現在稼働している対象機器（サーバ、NW機器、バックアップ機器）の所有権を有している現行契約の各相手方（株式会社大塚商会、株式会社JECC）から継続して借り受けるしか手段がない 。対象機器を所有していない他事業者から同機器を借り受けることは物理的及び権利的に不可能である。 したがって、本調達を履行できるのは当該事業者のみであるため、各相手方への特定随意契約とするものである 。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8.8.26	ASP用市公式ホームページサーバの更改及びNCMSのコンテンツ移行業務	札幌総合情報センター株式会社	7,337,000	R8.8.6	R8.8.6 ～ R8.12.28	本業務は、本市の共有資源基盤上で稼働している仮想サーバー等について、新たに構築されたNEWSネット基盤への移行作業を行うものである。 本業務を安全かつ確実、かつ期限内に履行するためには、本市の共有資源基盤及び関連するネットワークインフラの構成、各種設定や運用ポリシーを熟知するとともに、既存の行政サービスへの影響を最小限に抑え、安定運用を維持しつつ効率的に移行作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は、本市の共有資源基盤の構築時から継続して運用保守を受託しており、同基盤の成り立ちやこれまでのシステム構成の変遷、運用に係る詳細な知見を蓄積していることから、本業務に必要な知識や技術を備えており、上述の履行に必要な要件を十分に満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8.9.30	契約基本システムクラウド移行業務	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	22,053,900	R8.9.11	R8.9.11 ～ R9.8.31	本業務は、契約基本システム（以下「本システム」という。）をOCI（Oracle Cloud Infrastructure）へクラウド移行する業務である。 履行にあたっては本システムの仕様の詳細を熟知し、現に稼動しているシステムの安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に業務遂行できることが必要不可欠である。 当該事業者は本システムの開発及び保守業務を受託しており、仕様等を熟知している唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8.10.7	エクストラネット及びNEWSネット環境におけるサーバOS更新業務	札幌総合情報センター株式会社	12,584,000	R8.9.11	R8.9.11 ～ R9.2.26	本業務は、エクストラネット環境およびNEWSネット環境で使用されているサーバのうち、サポート期限を迎えるWindows Server 2016を新OSへ更新し、ログの集約と旧環境の撤去を実施する業務である。 履行にあたっては、本業務におけるOS更新やネットワーク設定の変更(NEWS環境のSplunkへのログ転送設定等)を既存業務に影響を与えることなく安全かつ確実に行う必要があり、現行システムの複雑なネットワーク構成や他の連携システムに対する深い知見と最新の設定パラメーター等の詳細な情報が不可欠である。 当該事業者は本市の当該環境におけるサーバ等の運用保守を継続して受託しており、同基盤の成り立ちやこれまでのシステム構成の変遷、運用に係る詳細な知見を蓄積していることから、本業務に必要な知識や技術を備えており、上述の履行に必要な要件を十分に満 たしている。を熟知していることから、上記の履行要件を満たしている。 他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8.11.4	イントラネット・共有資源基盤運用保守（令和8年度下期）	札幌総合情報センター株式会社	123,178,000	R8.10.1	R8.10.1 ～ R9.3.31	本業務は、札幌市行政情報系ネットワーク（d-net）上に構築した市内部の職員認証、集中ファイルサーバ等を提供する情報通信環境である「イントラネット」の運用保守を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットの現在及び今後のネットワーク並びにシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は昨年度まで本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、各種システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務」（イントラネットを含む）を受注しているほか、本市デジタル環境の全体統括支援業務等を受注しており、イントラネットの現在及び今後のネットワーク並びにシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知していることから、上記の履行要件を満たしている。 他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムのセキュリティ情報等が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.11.4	総合行政クラウドリフトに伴うNEWSネット基盤等設定変更業務	札幌総合情報センター株式会社	3,322,000	R8.10.19	R8.10.19 ～ R9.3.31	本業務は、総合行政情報システムをクラウド環境へ移行する上で必要となる、NEWSネット基盤等の設定変更を行う業務である。 履行にあたってはNEWSネットの構成要素を正確に把握し、システム基盤やネットワーク機器の適切な設計及び設定ができることが不可欠である。 当該事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、各種システムの運用保守業務である「NEWSネット-システム基盤運用保守業務」を受注しているほか、本市が進めるNEWSネット構築に係る全体統括支援業務等を受注しているため、本市デジタル環境を熟知していることから、上記の履行要件を満たしている。 他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、セキュリティに関する情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6279
R8.11.11	NEWSリモート環境構築支援業務	札幌総合情報センター株式会社	10,956,000	R8.10.20	R8.10.20 ～ R8.12.28	本業務は、現行のZTSAを廃止し、新たなモバイル運用の仕組みとして、IP-SecVPNによるモバイル環境を整備することで、安定したモバイル運用を実現する業務である。 履行にあたっては単なるVPN環境の構築にとどまらず、本市のネットワーク基盤全体との整合性を保ち、将来的な拡張性や運用負荷の軽減を見据えた最適な設計ができる専門的な知見が必要である。 当該事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワークやシステムの運用保守業務（NEWSネット-システム基盤運用保守業務、イントラネット・共有資源基盤運用保守業務、グループウェア運用保守業務、セキュリティ関係機器及びソフトウェア等運用保守業務）を受注しており、本業務に必要な知識や技術を熟知していることから、上記の履行要件を満たしている。 他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワーク及びシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R8.4.30	基幹系システムの標準化移行支援業務（令和８年度）	札幌総合情報センター株式会社	406,891,100	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本業務では、基幹系情報システムに関する自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に係る計画・移行支援等を実施する。 本市は、標準化にむけて令和6年度より、札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。 標準化に係る移行作業を、国が定めた期限までに完遂するためには、標準仕様に準拠したシステムを構築するSNETが移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務をSNET以外が受託した場合、調査・各種方針の策定や移行に対してSNETのマネジメントが及ばないこととなり、標準化の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるため、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難である。そのため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R8.5.20	住民記録システム改修業務（氏名の振り仮名の市町村記録に伴う自動入力機能追加）	札幌総合情報センター株式会社	8,765,900	R8.4.6	R8.4.6 ～ R8.5.29	本業務は、本市を含む本籍地にて職権記載された「氏名の振り仮名」を住民記録システムにて一括で取り込み反映する機能追加するため、基幹系システムの一部である住民記録システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容やプログラムなどを、標準化に伴い改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。 また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画する標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.5.13	基幹系システムマイナ系移行のための認証基盤等設計構築業務	札幌総合情報センター株式会社	208,450,000	R8.4.14	R8.4.14 ～ R9.3.31	本業務は、令和７年度に実施した「マイナンバー利用事務端末の詳細検討・検証業務」（以下、「検討・検証業務」）の検討・検証結果をもとに、Chromebook端末の利用を前提とした、マイナンバー利用事務系における認証基盤などの端末利用環境を構築する業務である。 そのため、「検討・検証業務」の検討内容や検討経過なども含めた背景を熟知していることが必須となり、あわせて、マイナンバー利用事務系のネットワークにも精通している必要がある。 本事業者は、「検討・検証業務」を受託し業務を着実に履行した事業者であり、かつ、マイナンバー利用事務系のネットワークを利用した基幹系情報システムの運用業務を行っており、同環境におけるインフラ環境構築などにも精通している。 ついては、本業務を受託できるのは本事業者以外ない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.5.13	税滞納整理システム改修業務（eLTAX更改対応）	札幌総合情報センター株式会社	128,932,100	R8.4.14	R8.4.14 ～ R9.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である滞納整理システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.5.13	税宛名システム改修業務（特定親族特別控除連携追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	14,775,200	R8.4.14	R8.4.14 ～ R8.7.31	本業務は、基幹系システムの一部である税宛名システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.5.13	住民税システム改修業務（令和９年度税制改正対応等）	札幌総合情報センター株式会社	322,575,000	R8.4.14	R8.4.14 ～ R9.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である住民税システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.5.13	固定資産税システム改修業務（eLTAX更改対応）	札幌総合情報センター株式会社	35,030,600	R8.4.15	R8.4.15 ～ R9.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である固定資産税システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.5.13	固定資産税システム改修業務（不動産登記情報取込対応）	札幌総合情報センター株式会社	32,432,400	R8.4.15	R8.4.15 ～ R8.11.30	本業務は、基幹系システムの一部である固定資産税システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.5.13	法人市民税システム改修業務（令和８年度地方税法施行規則様式改正対応）	札幌総合情報センター株式会社	11,607,200	R8.4.15	R8.4.15 ～ R8.9.30	本業務は、基幹系システムの一部である法人市民税システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.5.13	軽自動車税システム改修業務（eLTAX更改対応）	札幌総合情報センター株式会社	51,975,000	R8.4.15	R8.4.15 ～ R9.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である軽自動車税システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.5.13	eLTAX連携システム改修業務（eLTAX更改対応）	札幌総合情報センター株式会社	44,871,200	R8.4.15	R8.4.15 ～ R9.3.31	本業務は、基幹系システムの一部であるeLTAX連携システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.5.13	インフラ詳細設計・構築業務(R9年度向け・ガバクラ環境)	札幌総合情報センター株式会社	171,600,000	R8.4.17	R8.4.17 ～ R9.3.31	本業務は、令和７年度に実施した「インフラ基本設計業務（R９年度向け・ガバメントクラウド環境）」（以下、「インフラ基本設計業務」）を踏まえて、ガバメントクラウド環境の構築・テスト等を行う業務である。 そのため、「インフラ基本設計業務」の基本設計内容や検討経過なども含めた背景を熟知していることが必須となり、あわせて、マイナンバー利用事務系のネットワークやインフラ環境にも精通している必要がある。 本事業者は、「インフラ基本設計業務」を受託し業務を着実に履行した事業者であり、かつ、令和７年度向け標準化対応の業務システムの移行に向けてマイナンバー利用事務系のネットワーク等の導入を行っており、同環境におけるインフラ環境構築にも精通している。 ついては、本業務を受託できるのは本事業者以外ない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.6.17	年金システム改修業務（育児期間の保険料免除に伴う対応）	札幌総合情報センター株式会社	15,809,200	R8.5.13	R8.5.13 ～ R8.9.30	本業務は、基幹系システムの一部である年金システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.7.1	滞納整理システム改修業務（公示送達書レイアウト変更等）	札幌総合情報センター株式会社	2,088,900	R8.6.8	R8.6.8 ～ R8.9.30	本業務は、基幹系システムの一部である滞納整理システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.8.5	令和８年度標準化対応業務（移行準備作業等・基幹系）	札幌総合情報センター株式会社	135,616,800	R8.6.19	R8.6.19 ～ R9.3.31	本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示す標準仕様へ適合させるにあたり、システム移行、データ移行及び運用保守に係る作業を行う。 このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。 国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。 以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.8.5	令和８年度データ要件標準対応業務（移行要件定義等・基幹系）	札幌総合情報センター株式会社	2,178,000	R8.6.19	R8.6.19 ～ R8.10.30	本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示す標準仕様へ適合させるにあたり、データ移行に係る作業を行う。 このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。 国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。 以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.8.5	令和８年度標準化対応業務（移行方式設計等・基幹系）	札幌総合情報センター株式会社	166,689,600	R8.6.19	R8.6.19 ～ R9.3.31	本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示す標準仕様へ適合させるにあたり、システム移行、データ移行及び運用保守に係る作業を行う。 このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。 国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。 以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.8.5	マイナンバー利用事務系ネットワーク無線LAN設計構築業務	札幌総合情報センター株式会社	20,493,000	R8.6.25	R8.6.25 ～ R8.12.18	本業務は、既設ネットワークのアクセスポイント等のネットワーク機器を活用したマイナンバー利用事務系への無線LAN導入であり、令和７年度に実施した「マイナンバー利用事務系ネットワーク無線LAN導入検討業務」（以下、「導入検討業務」）の検討結果に基づいた設計・構築を行う業務である。 本業務の実施にあたっては、既設ネットワークへの影響を防止するために、導入検討業務の内容を把握し、既設ネットワークに関しても把握している必要がある。 本事業者は、導入検討業務を受託し業務を着実に履行した事業者で、検討した背景や詳細についても熟知しており、既設ネットワークの運用保守業務の受託者でもあるため、既設ネットワークについても熟知している。 仮に本業務を本事業者以外の第三者に委託する場合、内部構成の解析や引継ぎに期間と費用を要するとともに、理解不足に起因する重大なオペレーションミスや、既設ネットワークに障害が発生した場合の対応遅延による市民サービスへの影響というリスクが極めて高い。 以上のことから、本業務を遂行するための要件を満たす事業者は本事業者以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.7.29	介護保険システム改修業務（令和８年度税制改正対応）	札幌総合情報センター株式会社	10,321,300	R8.6.29	R8.6.29 ～ R8.12.28	本業務は、基幹系情報システムの一部である介護保険システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.7.29	国保システム改修業務（令和８年度高額療養費制度改正対応）	札幌総合情報センター株式会社	95,998,100	R8.6.30	R8.6.30 ～ R9.4.30	本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示す標準仕様へ適合させるにあたり、システム移行、データ移行及び運用保守に係る作業を行う。 このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した。この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。 国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を達成することは困難となる。 以上の理由から、本業務の受託者としては、システム構築からデータ移行までを一体的に管理できるSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8.9.9	住民税システム改修業務（令和9年度税制改正追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	126,129,300	R8.7.16	R8.7.16 ～ R9.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である住民税システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R8.8.5	税収納管理システム改修業務（eLTAX更改対応）	札幌総合情報センター株式会社	10,331,200	R8.7.17	R8.7.17 ～ R9.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である税収納管理システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる他、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 9. 16	令和８年度標準化対応追加業務（移行準備作業等・基幹系）（その２）	札幌総合情報センター株式会社	53,395,100	R8. 8. 18	R8. 8. 18 ～ R8. 9. 30	本業務は、現行の基幹系情報システムを、デジタル庁が示す標準仕様へ適合させるにあたり、システム移行に係る予備検証作業を行う業務である。 このシステム標準化に向け、本市は令和6年度より札幌総合情報センター株式会社(以下、SNET)と「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結した。 この契約に基づき、現在SNETが標準仕様に準拠したシステムの構築を進めている。 国が定める期限内に標準化を完遂するには、標準準拠システムを構築しているSNET自身が、システム完成後のデータ移行作業までを一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務をSNET以外の事業者が受託した場合、その分析や方針策定が、システム構築を行うSNETの管理外で進められることになる。これにより、両者の連携に著しい支障が生じ、プロジェクト全体の進行が非効率になるため、期限内に標準化を 達成することは困難となる。以上の理由から当該事業者を特定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8. 9. 9	高齢・障がい福祉システム改修業務（特障手当等限度額改正対応）	札幌総合情報センター株式会社	7,296,300	R8. 8. 25	R8. 8. 25 ～ R8. 12. 28	本業務は、基幹系情報システムの一部である高齢・障がい福祉システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画している標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなるほか、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。以上の理由から当該事業者を特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8. 10. 7	住民記録システム改修業務(窓口支援機能追加)(AB工程)	札幌総合情報センター株式会社	16,493,400	R8. 9. 7	R8. 9. 7 ～ R8. 10. 30	本業務は、「書かない窓口」の実現に向けて、区戸籍住民課窓口にて来庁した市民と対話を行うことで用件を特定し職員の入力を支援する機能及び住民記録システムの情報を基に用件に沿った申請書を出力する機能を追加するため、基幹系システムの一部である住民記録システムの改修に向けた要件分析・基本設計を行う業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容などを、標準化に伴い改修している設計書にマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。 また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画する標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、期限内に標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。以上の理由から当該事業者を特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8. 10. 28	基幹系-インフラ提供サービス業務（第四期）	ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社	2,393,160,000	R8. 9. 28	R9. 4. 1 ～ R14. 3. 31	本業務は、現行のインフラサービスの機能のうち、費用面や効率面の理由によりガバメントクラウドへ移行せず、オンプレミス環境に残る機能について、引き続き安定したインフラサービスの提供を受けるための業務である。 履行にあたっては令和7年度に実施した「インフラ要件・グランドデザイン設計業務（R9年度・マイナンバー領域）」の基本設計内容や検討経過なども含めた背景を熟知していることが必須であり、併せて、マイナンバー利用事務系のネットワークや基幹系システムのインフラの環境にも精通していることが必要である。 当該事業者は「インフラ要件・グランドデザイン設計業務（R9年度・マイナンバー領域）」を受託し着実に履行した事業者であり、かつ、令和7年度向け標準化対応の業務システムの移行に伴い、マイナンバー利用事務系のネットワークを理解しており、基幹系システムのインフラ環境構築にも精通している唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8. 11. 11	介護保険システム改修業務（多床室の負担限度額変更に伴う対応）	札幌総合情報センター株式会社	8,015,700	R8. 10. 1	R8. 10. 1 ～ R9. 1. 29	本業務は、基幹系情報システムの一部である介護保険システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容やプログラムなどを、標準化に伴い改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。 また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画する標準化のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、期限内に標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。以上の理由から当該事業者を特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6279
R8. 11. 18	医療助成システム改修業務（子ども医療北海道所得制限撤廃対応）	札幌総合情報センター株式会社	59,376,900	R8. 10. 26	R8. 10. 26 ～ R9. 6. 30	本業務は、基幹系情報システムの一部である医療助成システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化及びガバメントクラウド移行に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、本業務で変更された設計内容やプログラムなどを、標準化等に伴い改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応が発生する。 また、札幌市が直接契約した事業者に対して、SNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画する標準化等のシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、期限内に標準化されたシステムを構築すること等が困難となる。以上の理由から当該事業者を特定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.5.13	令和8年度札幌駅周辺工事間情報共有会議運営支援業務	株式会社ドーコン	6,853,000	R8.4.27	R8.4.27 ～ R9.3.26	本業務は、札幌駅周辺で行われる各事業に関する情報から、調整が必要な事項や課題の洗い出し、札幌駅周辺の事業者による市民等への周知情報の拡充に向けた検討、会議の運営支援を行うものである。この業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識と経験が必要であり、複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、競争入札には適さないものと判断される。 ついては、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下、実施要領）」第３条第１項第１号（1）「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添１参照）に該当することから、複数の者から実施方針・体制等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192
R8.7.1	令和８年度札幌駅周辺公共サインガイドライン（案）作成業務	公益財団法人日本サインデザイン協会	15,972,000	R8.6.4	R8.6.4 ～ R9.3.25	札幌駅周辺では、北海道新幹線札幌駅の開業を見据え、新たに新幹線駅、バスターミナル等の公共交通施設、再開発事業、及び周辺都市基盤整備に伴う歩行者ネットワークやパブリックスペース等の公共空間の整備が進められることとなる。これに伴い、案内対象の施設や経路が多様化・複雑化することが懸念される。そのような背景を踏まえ、札幌駅周辺の交通施設、地下街、民間商業施設を横断し設置されている公共サインについて、設置や表記の考え方を体系的に整理し、統一的かつ分かりやすいデザインを定める「札幌駅周辺公共サインガイドライン」の策定を目指すため、令和7年度に「札幌駅周辺公共サインガイドライン検討業務」を発注し、公益社団法人日本サインデザイン協会（SDA）が受託している。本業務は、施設管理者で構成される検討会の運営支援を行うと共に、検討会へ提示するガイドライン（案）の作成等を行うものであるが、検討に当たっては、交通施設が立体的かつ広域的に配置されていること、関係する施設管理者が官・民あわせて多岐に渡ること、積雪寒冷地特有の課題があること等、複雑かつ重層的な課題の解決が必要となる。このため、受託者には公益的な視点での地域特性の把握や複数のターミナル駅でのサイン計画策定の経験等、高度な専門的知見が求められる。SDAは、全国で200名以上のデザイナー等が所属する協会であり、全国の主要なターミナル駅における公共サインのガイドライン策定に関与した協会員が複数所属することから、他都市での経験のある協会員や札幌の地域特性を熟知する協会員などが調整を図ることで、広範な経験や知見を集約した体制でのガイドラインの検討が可能である。また、現在、札幌駅周辺では複数の再開発事業等の設計が深度化しており、本ガイドラインを設計に反映させるためには令和８年度末に策定する必要があることから、前年度の検討経緯や調整内容を正確に把握している者でなければ、限られた期間内での完遂は不可能である。SDAは本業務に必要な高度な専門知識と実績を有し、複数都市における経験や知見の集約を行うことのできる唯一の団体であるほか、当該業務内容を熟知し、正確かつ迅速な履行が可能である。以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断し、随意契約により当該団体へ業務を委託することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192
R8.7.15	国家戦略特区を活用したまちづくり推進に関する支援業務	アビームコンサルティング株式会社	10,494,572	R8.6.9	R8.6.9 ～ R9.3.31	本業務は、国家戦略特区という専門的かつ特殊な内容について、法令調査・分析を行い、本市の規制改革検討に対する支援を行うものであり、広範な知識や円滑な調査実施能力が求められる。また、規制改革の推進に資するイベント等の企画においても、専門的な知識や独自性・創造性が求められる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないものとして、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192
R8.7.29	令和8年度市民参加による水素エネルギー普及啓発事業企画検討業務	株式会社石塚計画デザイン事務所	3,960,000	R8.7.6	R8.7.6 ～ R9.3.19	令和8年6月12日に開催した第2回「令和8年度市民参加による水素エネルギー普及啓発事業企画検討業務」企画競争実施委員会において、委員が企画提案を行った2者について、企画提案書及びヒアリングの内容を総合的に評価した結果、「株式会社石塚計画デザイン事務所」を契約候補者として選定した。 なお、本業務は、市民参加により水素エネルギー普及啓発手法の検討、具体化を行うものであるが、ワークショップ等開催による各テーブルのファシリテート、アイデア具体化に向けたイベント出展の企画等に加え、公立大学法人札幌市立大学デザイン学部との連携を行うこととなるため、業務履行にあたっては高度な発想力、企画力及びデザインに係る専門的な知識等が必要不可欠となる。 そのため、競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定された企画提案者を契約の相手方として随意契約を締結するもの。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192
R8.8.5	持続可能な雪対策の在り方検討に向けた市民会議（ミニ・パブリックス）等の実施運営業務	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	3,740,000	R8.7.10	R8.7.10 ～ R8.10.16	札幌市における持続可能な雪対策の実現に向けた検討に当たっては、行政、企業、市民が一体となり、札幌市のまち全体で検討を進めていく必要がある。そのためには、一方向の押しつけではなく、建設的に理解してもらうことが重要であり、対話を重視して納得感 のある雪対策とする必要がある。 本業務は、雪対策における現状や課題などについて積極的に情報発信し、市民の関心や問題意識を高めながら、持続可能な在り方の検討の必要性を明らかにしていくことで、市民参加や市民理解を促すものであり、広範な知識や経験などを基にした十分な企画構築及 び実現能力が求められることから、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192
R8.10.7	札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野を中心とした都市ブランドの確立に向けた調査・研究等業務	株式会社電通総研	13,750,000	R8.9.3	R8.9.3 ～ R9.3.31	本業務は、エンタメ・クリエイティブ分野が、今後の札幌の都市成長及び都市ブランド形成において重要な役割を果たし得る可能性を調査・分析するために、適切な先進都市のベンチマーク調査や必要なステークホルダー・関係機関への十分なヒアリング、ターゲット層の実態・行動特性分析等を踏まえた将来推計等を行うものである。 これら調査・分析に当たっては、クリエイティブ分野が、今後の札幌市の都市成長及び都市ブランド形成において重要な役割を果たし得る可能性を踏まえ、戦略的かつ体系的に取り組む必要があることから、広範な知識や経験などを基にした十分な企画構築及び実現能力が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 10. 14	令和８年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務	株式会社北海道アルバイト情報社	4,540,250	R8. 9. 17	R8. 9. 17 ～ R9. 3. 31	本業務は限られた期間に、１．さっぽろ圏への移住意識や関係人口の創出を図り、多くの集客を行うための効果的・創造的な広報の実施、２．さっぽろ圏への移住意欲喚起や関係人口の創出を促すに当たり、移住に関する専門的な知識や経験が必要になるためである。 以上のことから、価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（平成27年３月25日付け財政局契約管理担当局長決裁。以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192
R8. 11. 4	2040年を見据えたまちづくりのあり方の検討に向けた調査・研究等業務	合同会社デロイトトーマツ	9,922,000	R8. 9. 30	R8. 9. 30 ～ R9. 3. 31	本業務は、札幌市が２０４０年頃に高齢人口のピークを迎え、人口減少の拡大や超高齢化社会の到来等による未だ経験したことのない局面に直面することが予想されるなかでも、市民のQOLの最大化やウェルビーイングの向上及び多様な主体が当事者として地域課題を解決する持続可能なまちづくりの方向性を明らかにするために、国勢調査や札幌市独自分析等を用いた２０４０年の将来予測、適切な先進都市のベンチマーク調査や必要な関係機関への十分なヒアリングを踏まえて総合的な調査・分析を行うものである。 これら調査・分析に当たっては、「人材」「魅力」「共助・協働」「財源」という共通の視点に対し、先進事例を持つ外部有識者の知見を注入することで、特定分野におけるブレイクスルーを整理し、札幌ならではの共助・協働のあり方や育成すべき人材像を提起するとともに、モデル設定した分野以外へも横展開が可能な総合的なまちづくりの方向性を明らかにする等、戦略的かつ体系的に取り組む必要があることから、広範な知識や経験などを基にした十分な企画構築及び実現能力が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192
R8. 11. 4	札幌市における関係人口施策の在り方に関する調査・分析等業務	株式会社タイミー	4,992,339	R8. 10. 5	R8. 10. 5 ～ R9. 3. 31	本市における関係人口施策の検討に向けては、本市の関係人口のポテンシャル及び関係人口に求めるニーズを的確に把握するとともに、綿密な分析を行うことが必要である。本業務は、関係人口に関するアンケート調査や関係深化に向けた効果的なイベントを実施し、それらで得られたデータを分析するものであり、広範な知識や経験などを基にした十分な企画構築及び実現能力が求められることから、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募りその良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192
R8. 9. 30	令和８年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	3,113,000	R8. 6. 10	R8. 6. 10 ～ R9. 3. 19	札幌市では、令和５年度に策定した「真駒内駅前地区まちづくり計画」に基づき、真駒内駅前ににぎわいの核となる交流広場を設け、持続的なにぎわい・交流の創出や地域主体のまちづくりを推進するため、エリアマネジメントの検討・展開に取り組んでいる。 令和７年度のエリアマネジメント推進業務では、地域主体のまちづくりの機運醸成、エリアマネジメントの活動内容の実証および地域のつながり形成を目的として、地域住民等との定期ミーティングや、地域住民等が主体となったイベント（まこフェス2025）を開催した。 今後は、これらの前年度の取組を発展させるとともに、地域主体のエリアマネジメント活動が持続的かつ自走できるよう、エリアマネジメント活動を担う人材育成についても支援することが必要である。 今年度は、持続的かつ自走可能な地域主体のエリアマネジメントの実現に資する取組を企画・開催するため、「令和８年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務」を委託することとしている。 当該業務の委託にあたっては、高度な創造性、技術力、専門的な知識等が必要と判断されることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項第１号に該当すると判断し、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和８年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R8. 9. 30	令和８年度もみじ台地域コミュニティ支援業務	株式会社石塚計画デザイン事務所	18,700,000	R8. 7. 14	R8. 7. 14 ～ R9. 3. 23	もみじ台地域は、高度経済成長期の急激な人口増加に対応するため、約50年前に札幌市が開発した住宅団地であり、調和のとれたゆとりある良好な住環境が形成されてきたが、近年、人口減少・少子高齢化が進行し、児童生徒数の減少に伴い小・中学校が統合されたほか、地域コミュニティ活動の担い手不足といった課題が生じている。 札幌市では、令和６年３月に「もみじ台地域まちづくり指針」（以下、「指針」という。）を策定し、「指針」においては、取組の方向性として「互いに支え合い、誰もが自分らしく活躍できる地域を目指し、住民同士の交流を継続しながら、持続的な地域コミュニティを形成」を掲げた。 令和７年度には、当地域の土地利用再編を具体化する「（仮称）もみじ台地域土地利用再編方針」（以下、「再編方針」という。）の検討の一環として、近隣センター２か所を対象とした社会実験を行い、土地利用再編後の近隣センターの役割を検証したほか、再編方針の検討過程においてエリアマネジメントの必要性について整理を行った。 今年度は、休らの背景と過年度の検証結果を踏まえ、「地域の魅力を高めること」を最終的なゴールとして設定するものである。目標の達成には、地域の既存資源等を活用しながら、多様な世代の交流や新たな活動を生み出す「ことづくり」と、近隣センター（当地域内に点在する近隣商業地域）や市営住宅といった複数のフィールドにおいて、地域コミュニティを支える「場づくり」の社会実験を連動させることが必要となる。 当該業務の委託にあたっては、高度な創造性、技術力、専門的な知識等が必要と判断されることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項第１号に該当すると判断し、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和８年度もみじ台地域コミュニティ支援業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 9. 30	令和８年度もみじ台地域３Ｄ都市モデル整備・活用推進業務	エアロトヨタ株式会社	9,500,000	R8. 8. 10	R8. 8. 10 ～ R9. 3. 23	本市では、もみじ台地域が抱える課題に対応するため、将来的な土地利用の再編を見据えた今後のまちづくりの方向性を示す「もみじ台地域まちづくり指針（以下、「指針」という。）」を令和６年３月に策定した。指針では、ICT技術の活用や官民のデータ連携等による生活利便性の向上を取組の方向性として掲げており、令和８年度中に策定する予定の「（仮称）もみじ台地域土地利用再編方針（以下、「再編方針」という。）」で、施策を具体化することを目指している。 当地域の土地利用再編の取組は、事業区域が50ヘクタールを超えるなどまちの姿が大きく変わるものであり、まちの将来像だけでなく、段階的なまちの変化を地域と分かりやすく共有することが不可欠である。 そのため、再編方針の策定を進める令和８年度においては、従来の平面図等では伝わりにくい土地利用再編のプロセスを可視化し、地域の機運醸成や円滑な合意形成を図る手段として、3D都市モデルを活用することが極めて有効と考えている。 本業務は、もみじ台地域の既存3D都市モデルを更新するほか、拡張現実等の手法を用いて地域の将来像や再編のプロセスを可視化し、地域の機運醸成や円滑な合意形成を図ることを目的とする。 本業務は、単なるデータ整備にとどまらず、3D都市モデルを活用した将来像の可視化や、地域住民の合意形成に資するワークショップの企画・運営等を実施するため、高度な創造性、技術力、専門的な知識等が必要と判断されることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項第１号に該当すると判断し、委託にあたっては、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和８年度もみじ台地域3D都市モデル整備・活用推進業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R8. 9. 30	令和８年度もみじ台地域における新たな移動手段導入可能性検討業務	株式会社ＡＭＡＮＥ	15,400,000	R8. 9. 1	R8. 9. 1 ～ R9. 1. 15	本市では、もみじ台地域が抱える課題に対応するため、将来的な土地利用の再編を見据えた今後のまちづくりの方向性を示す「もみじ台地域まちづくり指針（以下、「指針」という。）」を令和6年3月に策定した。指針では、地域の移動を支える交通網の維持などによる交通利便性の確保を取組の方向性として掲げており、令和6年度から令和7年度にかけては、将来的な土地利用の方向性や再編と連動する一連の取組を具体化する「（仮称）もみじ台地域土地利用再編方針（以下、「再編方針」という。）」の検討を進めており、令和8年度中に再編方針を策定することを予定している。 令和8年度は、これらの背景と過年度の検討結果を踏まえ、土地利用再編の取組の具体化に合わせて、交通に係る課題解決にも一体的に取り組むことを目指している。具体的には、周辺地域が担っている都市機能へのアクセス性・移動ニーズとともに、自家用車や既存の送迎サービス等を含めた移動実態を把握するほか、生活に必要な施設へのアクセス性を向上するため、当地域の特性を踏まえた移動手段の導入可能性や事業スキームの検討を行い、地域住民や事業者が主体となった交通利便性確保の施策を具体化することを目指している。 本業務は、単に調査を行うものにとどまらず、新たなモビリティサービス導入の必要性やサービスのあり方に係る検討を行い、将来的なモビリティサービスの企画案を作成するため、高度な創造性、技術力、専門的な知識等が必要と判断されることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、委託にあたっては、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和8年度もみじ台地域における新たな移動手段導入可能性検討業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R8. 9. 30	都市計画基礎調査補完調査・データ統合業務	日本データーサービス株式会社	3,740,000	R8. 9. 4	R8. 9. 4 ～ R9. 3. 24	都市計画基礎調査（建物及び土地利用データの作成）は、都市計画法第６条第１項の規定に基づき、建築物及び土地利用の現況を調査するものであり、札幌市では調査結果を「都市計画基礎調査解析システム（以下、システム）」で運用することにより、区域区分や用途地域等の都市計画決定、その他都市計画関連業務等に広く活用しているところである。 本業務では、今年度北海道が行っている都市計画基礎調査に加えて、本市が必要とする項目につき補完調査を行い、北海道の基礎調査業務データ（以下、「道調査」という。）と統合することで、令和８年３月 31 日現在の建物及び土地利用データを作成することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R8. 4. 22	令和８－10年度外国人バス運転手養成支援業務	株式会社テトラ・シフト	24,075,000	R8. 4. 15	R8. 4. 15 ～ R10. 10. 31	本業務は、特定技能制度を活用し、札幌市内のバス事業者で勤務するバス運転手を安定的に確保することを目的に実施するものである。この確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や経験に加え、知見に基づく創意工夫に富んだ提案・業務実施能力が必要である。 このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8. 4. 30	令和８年度札幌市バス交通体系調査検討業務	日本データーサービス株式会社	15,895,000	R8. 4. 20	R8. 4. 20 ～ R9. 3. 19	本業務は、深刻な運転手不足によりバスネットワークの維持が極めて困難な状況下において、将来にわたり生活交通を確保するためのバスネットワークの在り方の検討を目的としている。この目的の達成には、限られた人的資源を最大限に活用するためのネットワークの抜本的な再構築と、それを支える運賃体系の見直しを一体の課題として捉え、持続可能な経営基盤と生活交通確保の基本方針を同時に構築するという、極めて多角的な検討が不可欠である。 こうした都市交通の根幹を支える政策立案には、交通経営や社会情勢に対する深い洞察力と高度な専門的知見が求められるため、価格による入札ではなく、本業務の目的を深く理解し、最適な解決策を提示できる優れた執行能力を有する者を選定するべく、公募型企画競争を採用するものである。 このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争（プロポーザル方式）を採用する。 なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8. 5. 13	令和８年度将来交通体系調査・検討業務	株式会社ドーコン	237,578,000	R8. 4. 23	R8. 4. 23 ～ R9. 3. 24	本業務は、第5回道央都市圏都市交通調査の実施・解析及び札幌市内の交通課題や対応策に係る調査・検討等を行うものである。確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条の第1項該当）。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.6.10	令和8年度手稲山口受入地の利活用に関する整備方針策定支援業務	日本工営都市空間株式会社	6,875,000	R8.5.20	R8.5.20 ～ R9.3.19	本業務は、令和8年度実施予定のサウンディング型市場調査と、調査後の庁内整及び整備方針の策定に関連する作業の支援を行い、本市として設定しうる土地利活用の事業者の公募条件を整理するものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.6.17	ICカード乗降データ抽出・加工業務	札幌総合情報センター株式会社	2,112,000	R8.5.26	R8.5.26 ～ R8.6.30	本業務は、持続可能なバスネットワークの在り方や将来的な運賃体系を調査検討するための基礎データとして、市内公共交通におけるSAPICA等のICカード乗降データ（以下、「ODデータ」という。）を抽出し、必要な加工を行うものである。 本業務に必要となるODデータについては、当該事業者が運営するSAPICAセンターサーバにおいて厳重管理している一件明細データを元に抽出・加工するが、この一件明細データは日本鉄道サイバネティクス協議会の会員のみが取扱いを認められている。このため、SAPICAの一件明細データを取り扱える事業者は、SAPICAを導入する交通事業者と当該事業者に限定されるが、抽出・加工できる事業者は、当該事業者のみである。 したがって、本業務を履行できるのは同事業者のみに限定されることから、その性質が競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.6.10	令和８年度北海道新幹線啓発活動業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	5,699,980	R8.5.29	R8.5.29 ～ R9.3.19	本業務は、北海道新幹線の札幌までの開業の一日も早い実現に向けて、早期開業に向けた市民等の機運の醸成を行うものであり、業務の実施にあたっては、札幌市民や札幌を訪れる観光客等に向けて、札幌開業に伴う効果や利便性、札幌市や北海道新幹線沿線地域の魅力等の情報を効果的に発信することが必要となる。 そのためには、様々な情報発信手法・ＰＲ手法の活用や複合的な展開、年間を通じての総合的、一体的な情報発信やＰＲ活動の提供など、専門的な手法や知識等を有するとともに、確実な履行能力を有する適任な業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当。） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.6.10	令和８年度手稲山口地域協議会運営支援業務	株式会社石塚計画デザイン事務所	4,290,000	R8.5.29	R8.5.29 ～ R9.3.19	札幌開業に向け、着実に市内トンネル工事を進めるためには、当該受入地における確実な対策土の受入が必要である。 また、対策土の受入にあたっては周辺住民のご理解、ご協力が不可欠であり、その確保に向け、本業務で実施する協議会は要となる取組である。 本業務の確実な履行にあたっては、広範かつ専門的な知識・技術・経験や創造性が必要であり、その能力を有する適任なものを選定する必要があることから、本業務は性質上、競争入札には適さないものと判断される。（地方自治法施工令第167条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.6.10	令和８年度持続可能な公共交通の在り方検討業務	株式会社ドーコン	9,977,000	R8.5.29	R8.5.29 ～ R9.3.17	本業務は、公共交通の在り方検討を行うものである。確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条の第1項該当)。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.7.22	札幌市公共交通情報提供システム（えきバスナビ）配信情報追加・システム改修業務	株式会社メディア・マジック	5,973,000	R8.6.22	R8.6.22 ～ R8.12.25	本業務は、札幌市公共交通情報提供システム（えきバスナビ）における配信情報の追加（地域便の追加）及びシステム改修を行うものであり、現に契約履行中である「札幌市公共交通情報提供システム（えきバスナビ）運用・保守業務（以下「本体役務」という。）」とも密接に関連する。 当該業者は、これまで本システムの要件定義、設計、開発、バス事業者側のバスロケーションシステムと連携する機能の構築をしており、本体役務も継続的に受託している。このため、本システムの全体構成、設計仕様、システム特性を熟知していることから、本業務を当該業者に実施させた場合、他の業者に実施させる場合と比較して、履行品質の確保、履行期間の短縮及び経費の節減が図れることは明らかであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.7.22	令和８年度北５西２地区バスターミナル整備事業	株式会社ドーコン	16,984,000	R8.7.10	R8.7.10 ～ R9.3.10	本業務は、公共交通の在り方検討を行うものである。北5西2地区バスターミナル整備事業は、昨今の工事費高騰の影響を受けて新規事 業化当時よりも事業費が高騰する見込みであり、国土交通省(以下「国」)からは補助する立場として事業の妥当性を確認する必要があると指摘を受けているところ。国に対して事業の妥当性を説明するためには、今年度の「札幌市公共事業評価委員会」で事業の継続を判断されたと説明する必要があり、評価委員会で説明するためには、短期間で精緻かつ高水準の成果を得なければならない。これらの確実な履行に当たっては、高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があるため、本業務はその性質上、一般競争入札には適さないものと判断される(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.8.19	令和8年度新たな公共交通システム調査・検討業務	株式会社ドーコン	71,962,000	R8.7.27	R8.7.27 ～ R9.3.19	本業務は、本市の地域特性に適合した新たな公共交通システムの導入検討を行うものであり、公共交通に関する先端技術の本市での活用について、調査・検討及び実証実験を行うものである。 このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さず、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下、「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該 当するため、複数の者から企画提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争(プロポーザル方式)を採用する。 なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号により随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.9.9	令和8年度駐車場施策に係る調査検討業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	24,992,000	R8.8.31	R8.8.31 ～ R9.3.12	本業務は、札幌市内の駐車場の需要と供給を詳細に把握し、今後の駐車場施策を検討するための基礎資料を得ることを目的としている。確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条の第1項該当)。 このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.9.30	令和8年度創成川上空歩行者動線検討業務	株式会社ドーコン	57,860,000	R8.9.14	R8.9.14 ～ R9.3.26	本業務は、令和元年10月に策定された「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」等で掲げる街並み形成の方針及び目的の実現を目指すほか、国道管理者、再開発事業者、関係地権者等との協議・調整を図る基礎となるものであるため、精緻かつ高水準の成果を得なければならない。 そのためには複数の者から提案を募り、専門的な知識及び経験を有し業務遂行能力の優れた者を選ぶ必要があるため、本業務はその性質上、一般競争入札には適さないものと判断される（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当のため、 本業務の委託業者の選定は、公募型企画競争（プロポーザル方式）により行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.10.7	令和８年度新さっぽろ駅周辺エリアにおける公共サインの掲出に係る基本検討業務	株式会社八島デザイン事務所	4,506,900	R8.9.28	R8.9.28 ～ R9.2.26	本業務は、公共サインのあり方を整理し、新さっぽろ駅周辺エリアにおける公共サインのガイドラインを作成するものであり、専門的な知識や経験に基づき、多くの人々にとって分かりやすい公共サインの掲出方法を設定する必要がある。この点が「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下、実施要領）」第3条第1項第1号(1)「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当し、複数の者から実施方針・体制等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、優れたものを選ぶ公募型企画競争に適する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.10.21	令和８年度新たな公共交通システム先進技術等調査・検討業務	合同会社デロイトトーマツ	19,591,000	R8.10.15	R8.10.15 ～ R9.3.19	本業務は、本市の地域特性に適合したシステムの構築に向けて、これまで本市では運行実績のない連節車両の導入に必要な具体的なプロセスを整理すると共に、既存の公共交通の枠組みにとらわれない先進的な技術について調査・検討を行うものである。 このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さず、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下、「実施要領」という。）第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争（プロポーザル方式）を採用する。 なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.11.18	令和８年度都心及び拠点等における歩行者ネットワーク向上に向けた調査業務	株式会社ドーコン	20,152,000	R8.11.12	R8.11.12 ～ R9.3.26	本業務は、本市の上位計画に基づき、都心及び地域交流拠点等における歩行者ネットワーク並びに交通結節機能の向上を図るため、現状調査から課題分析、事業手法の提案までを一体的に行うものである。 これらの検討に当たっては、地域特性に応じた客観的な評価指標の構築や多角的な課題分析に加え、官民連携をはじめとする多様な事業スキームの策定が求められる。そのためには、都市計画や交通・土木分野における高度な専門的知見と、優れた分析能力並びに企画提案能力が不可欠である。 以上の事由から、本業務は「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号(1)「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の事業者から企画提案を募り、企画競争実施委員会における審査を経て、最も優れた提案を行った者を選定する公募型企画競争により実施するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R8.5.13	次期固定GIS構築に向けた詳細調査業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	36,506,800	R8.5.7	R8.5.7 ～ R9.3.31	・固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）とは、地理空間情報に関する様々なデータを加工・管理する地理情報システムに固定資産税の評価機能等を併せ持ったシステムであり、札幌市の固定資産税課税業務の根幹を成している。 ・GISは現在の株式会社日立ソリューションズ東日本が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であることから、その保守業務は同社と特定随意契約を締結している。 ・NEWSネット環境下におけるWebシステム化の検討にあたっては、GISのプログラムソース等を保持していることが必須の要件となるため、同社以外が本業務を履行することは不可能である。 ・以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）税政部固定資産税課 011-211-2228
R8.6.17	令和８年度家屋異動判読事前調査業務	株式会社ゼンリン	35,750,000	R8.6.11	R8.6.11 ～ R9.1.29	本業務の成果品は課税事務を効率的に進めるための資料となるものであり、業務目的を達成するためには、高い品質が求められる。品質を担保するためには、十分な業務実施体制や業務計画を策定可能であり、類似業務の実績等を有している経験豊富な事業者を選定する必要があるが、金額のみで判断する競争入札ではこうした観点を取り入れることが出来ず、業務目的の達成に支障が出るおそれがある。よって、本業務は専門的な知識及び経験が求められるものであり、調達契約の性質が金額で判断する競争入札に適さないことから、委託候補者の選定に当たっては、最も優れた企画を提案し選定された者を委託候補者として契約事務を進める「公募型企画競争」により実施することとしていた。 令和８年５月15日に開催した企画競争実施委員会においてヒアリング審査を行った結果、別紙「企画競争選定結果調書」のとおり、最低評価基準点以上を満たすもののうち元も得点が高い左記事業者を契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）税政部固定資産税課 011-211-2228
R8.7.1	札幌市電子入札システム再構築業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	73,634,000	R8.6.17	R8.7.1 ～ R9.9.30	電子入札システム（以下「本システム」という。）は、現行の保守ベンターである富士通Japan（株）北海道支社(以下「当該事業者」という。）のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものであり、本システムの仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。現行、本システムのサーバは当該事業者が所有するデータセンターにあるが、令和９年９月末をもってデータセンターの利用が不可能となる。このため、AWSへの移行又は再構築を行う必要があるが、構築期間が短いこと及び再構築に要する費用が高額であることから、他のベンダーが再構築を行うことは困難である。また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼動している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	財）管財部契約管理課 011-211-2152
R8.4.22	令和８年度アイヌ文化を発信する空間映像系展示等保守業務	ソニーマーケティング株式会社	1,551,000	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本業務は、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」における映像系展示（メインシアター、テーブルシアター（ハコニワコタン）等）について、定期清掃及びシステム障害発生時の対応等を行うものである。 　ミナパにおける映像系展示は、企画競争の手続きにより、ミナパ設置当初からソニーマーケティング社がシステムを構築し、現在に至るまで運用を担っているが、当該システムの設定調整作業は、システム開発者である同社だけが実施できるものである。 　システム障害発生時には迅速かつ的確な対応が必要であるほか、定期清掃にあたっては、取り外し及び再設置が必要となる機器が複数あることに加え、メインシアターバックヤード内の狭い空間にて多数の機器を取り扱うため、システムの全体像を理解した上でケーブルや端子部に負荷をかけないよう慎重な作業が要求されるが、これらを実施できるのは、日常的にミナパの映像系展示を運用・管理指定している同社をおいてほかにない。 　以上より、本業務を遂行できる者はソニーマーケティング社に限られることから、同社との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.7.22	令和8年度困難を抱える女性に対する支援業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	6,535,100	R8.6.1	R8.6.1 ～ R9.3.24	本業務は、多様な課題・困難・不安を抱える女性に寄り添った支援を行うもので、SNSや相談会、訪問による相談支援、行政手続き等の同行支援、居場所づくりの契機となるようなイベントの開催など、多岐にわたる業務内容に対応できる体制を整えることが必要となる。また、女性が抱える困難は多様化し、複合的な問題が多く、これに対応するためには、様々なNPO法人や関係団体との連携が必須となる。 当該事業者は、札幌市男女共同参画センターの指定管理者であり、女性のための総合相談・法律相談を実施しているほか、同センターを事務局として女性支援に関わる市民活動団体によるネットワーク「Cloudy」を運営している。本業務の履行に必要であるNPO法人や関係団体とのつながりを構築し連携体制を整えており、令和３年度から本業務を受託し、NPO法人等と連携しながら業務を履行してきた実績、培われてきた経験や知識を有している。 以上のことから、本業務を確実かつ良好に履行できるのは、本業務の履行に必要な実績・資質の備わっている当該事業者の他にはない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）男女共同参画課 011-211-2962
R8.7.22	令和8年度フォーラム運営業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	3,850,000	R8.7.14	R8.7.14 ～ R9.3.12	本業務は、企業や市民に対し男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成を目的としていることから、女性活躍推進や男性の家事育児参画促進のみならず性的マイノリティへの理解促進及び配慮、ＤＶ防止啓発に向けた理解など、多岐にわたるテーマのセミナーを複数回開催することを想定している。 本業務を効果的に実施するためには、これらの幅広い分野についてのテーマ設定やそれに適した講師選定、テーマに即した様々な啓発対象（企業・市民）にあわせた広報周知等の開催手法など、男女共同参画全般に関わる豊富な知見やノウハウ、そして実績は必要不可欠である。 当該事業者は、札幌市男女共同参画センターの指定管理者であり、指定管理業務としてジェンダー課題に関する様々な講座を実施し企業や市民に対して学習機会の提供を行っているほか、女性のための総合相談・法律相談事業や男女共同参画活動団体支援事業等も実施しているところである。 また、本市からの委託業務である性的マイノリティ電話相談業務や困難を抱える女性に対する支援業務を受託実施するなど、性的マイノリティ支援団体や女性支援団体を含めた男女共同参画活動団体とのネットワークも有しており、想定するセミナーテーマすべてに精通し、当該事業実施のための豊富な知見やノウハウを有している。 また、令和３～７年度に実施した本事業を受託し、適切なテーマ設定及び講師・登壇者を企画提案し、良好に実施した実績も有している。 以上のことから、当該業務を確実かつ良好に履行できるのは、札幌市男女共同参画センターの指定管理者として必要な実績・資質が備わっている当該事業者の他にはない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）男女共同参画課 011-211-2962
R8.7.1	札幌コンサートホール給排気軸流ファン修繕業務	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	59,983,000	R8.4.23	R8.4.23 ～ R9.3.12	本業務は、札幌コンサートホールに設置されている、大小ホールの給排気用軸流ファンの予備機との交換及び取り外した予備部品（いずれも松下電器産業株式会社製）のオーバーホール（点検・整備）を行うものであり、当該交換作業は、軸流ファンの健全な稼働を維持するため、約5年の周期で実施している。 松下電器産業株式会社製の軸流ファンには、固有の特注部品が使われていること、保守点検・整備の一切をグループ企業の責任で実施する体制であることから、1997年の札幌コンサートホール供用開始以来、グループ企業であるパナソニック環境エンジニアリング株式会社及びその前身企業に保守管理を委託してきた。 限られた休館日の範囲内で、交換及びオーバーホールを確実に完了させるためには、特注部品の修繕に対応できること、当該軸流ファンの設計技術や仕様を熟知していることに加え、当該軸流ファンの最新の状態を正確に把握していることが求められる。 以上のことから、本業務を限られた期間内に確実に履行できるのはパナソニック環境エンジニアリング株式会社に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記業者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R8.4.22	令和８年度カーリング普及促進業務	（一社）札幌カーリング協会	4,067,800	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	当該業務の実施には、利用者の安全管理及び競技力向上のため、競技及びカーリングのリンクの特性に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、どうぎんカーリングスタジアムにおいて長年にわたり国際大会から市民向け体験会まで行っている他、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人員数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8.4.22	令和８年度運動部活動アスリート派遣業務（単価契約）	一般社団法人Ａ－ｂａｎｋ北海道	14,256,000	R8.4.3	R8.4.3 ～ R9.3.31	本業務は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピアンやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、26部活動９競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるのは同法人の他に無い。 さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8.5.20	大和ハウス プレミストドーム特高変圧器保全業務	株式会社アサヒファシリティズ	18,040,000	R8.4.16	R8.4.16 ～ R9.3.24	本業務は、大和ハウスプレミストドームの受変電設備に使用されている当該特高変圧器は、施設の稼働に重要な設備である。本業務を行うためには施設を停電させる必要があり、１年に１回設定される全停電日に作業を実施することになり、施設面積が広く停電作業で点検等作業を行う対象設備点数も多いことから、停電前の養生や復電後の設備復旧も大掛かりなものとなる。また、全停電日は停電時にしか実施出来ない他の修繕工事や点検作業も行われるため分単位でスケジュールを設定し、１００名を超える作業者が各所で作業を実施する大規模な作業となる。加えて、確実に全停電日に事故無く作業を完了させ、次のイベント開催に備えなくてはならない。それらの各種作業は当該設備の保守や維持管理を行っている(株)アサヒファシリティズ北海道支店が作業全体を統括し、限られた時間内で完了するよう全体工程や手順を検討した上で、全体の指揮をとっている。本業務も、上記の全停電日の作業に組み込み、他業務との綿密な工程・手順の調整を行ったうえで、限られた時間の中で実施する必要があることから、当日の作業全体を把握・統括し、施設についても熟知している株式会社アサヒファシリティズ北海道支店が実施しなければ、業務の円滑かつ確実な実施が確保できない。 よって同社に特定随意契約することといたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.4.30	新琴似スポーツ広場天然芝管理業務	コウフ・フィールド株式会社	4,620,000	R8.4.22	R8.4.22 ～ R8.6.30	新琴似スポーツ広場は令和８年７月１日より指定管理期間が始めるものの、それまでの間（令和８年４月から同６月まで）についても多目的広場及びパークゴルフ場における天然芝の維持管理を行う必要がある。 天然芝の維持管理（灌水、粒肥散布、液肥散布、薬剤散布等）については、その実施タイミングの見極めや手法などにおいて、高度に専門的な知見と技術が求められるものである。加えて、同一の天然芝施設においては、継続して同一の手法によって灌水や施肥を行う必要があり、時期によって異なる手法による管理を行うことにより、天然芝の育成に悪影響を及ぼす虞がある。そのため、令和８年７月１日以降に同施設の天然芝の管理を行う指定管理者と同一の者により、令和８年４月から同６月までの間においても維持管理を行うことが求められる。 そうした中、去る令和８年３月27日に開催された令和７年度第二回スポーツ部施設課指定管理者選定委員において、同施設の指定管理者候補としてコウフ・フィールド株式会社北海道支店が選出されたところである。 こうした事情から、本業務に対応できる者は、同施設の指定管理者候補であり、スポーツ施設の天然芝管理において豊富な実績を有するコウフ・フィールド株式会社北海道支店を除いて他には存在しないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、特定随意契約をすることとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8.8.12	新琴似スポーツ広場調査解析業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	10,857,000	R8.5.12	R8.5.12 ～ R9.3.29	新琴似スポーツ広場用地は、かつてごみ・し尿埋立地として利用されていた経緯から、広場造成に当たっては、汚染物質の拡散予防策が求められている。 このことから、令和元年度に業務委託により、敷地の一部に試験的な盛土を行い、それによる地下水への影響を観測した上で、令和２年度業務において、広場造成による将来的な汚染拡散状況を予測し、最適な汚染対策計画を策定した。 また、令和３年度、令和４年度の業務では、その将来予測の妥当性を評価するため、地下水観測を継続的に実施し、令和５年度から令和７年度にかけて、造成工事を開始したことによる地下水への影響観測や泥炭層の圧密沈下等について、観測を実施した。 令和８年度においても、今後の汚染物質の拡散予防策として開業前及び開業後にモニタリング調査を行い、引き続き令和２年度業務の解析条件・予測結果の妥当性を評価するものである。そのため、本業務の履行者は、令和２年度業務の解析条件等を正確かつ詳細に把握し、地下水観測方法の継続性を確実に担保することが求められる。 パシフィックコンサルタンツ（株）北海道支社は、令和元年度から令和７年度業務の履行者であり、解析条件及び調査方法等を熟知している。そのため、当法人が本業務を行った場合、前提条件整理等の時間を大幅に短縮できるため、経費の削減が図られること、また、測定手法や解析手順の継続性と一貫性が確実に担保されるため、異常の早期発見など環境対策としての信頼性の確保が図られることから、競争に付すよりも有利である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8.5.27	令和８年度SAPPOROスポーツバリアフリー運営業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	3,220,800	R8.5.15	R8.5.15 ～ R9.1.31	本業務の遂行にあたっては、理学療法士やパラスポーツ指導員といった専門人材を複数名配置することが必要であるため、関係団体との円滑な連携が求められる。 また、車いす利用者など移動に困難を抱える方々に対する動線の確保やバリアフリー化のほか、感覚過敏を有する参加者が安心して滞在できるカームダウンルームの設置など、障がい特性に配慮した環境面の整備も必要である。 当該団体においては、パラスポーツ指導員の有資格者を複数名擁しており、また、体験会の開催実績も豊富にある。加えて、札幌市パラスポーツ指導者協議会などの関係団体やスマサポなどのボランティア関係組織とのネットワークも構築している。 加えて、会場となる西区体育館・温水プールの指定管理者としての実績を有する唯一の団体であるほか、札幌国際交流館の指定管理者としての実績もある。 このため、専門人材の有機的な配置並びに関係機関との迅速な調整が可能であり、かつ、会場の構造・特性を熟知していることから、参加者の安全管理や環境配慮を十分に図ることが期待できる。 以上を踏まえ、本業務を確実かつ円滑に遂行し得る能力を有するのは当該団体のみと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約としたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8.6.3	令和8年度オリンピック・パラリンピック教育運営調整業務	一般社団法人北海道オール・オリンピアンズ	9,016,920	R8.5.15	R8.5.15 ～ R9.2.26	本業務は、オリンピック・パラリンピック教育におけるオリンピアン・パラリンピアンによる講演・体験授業を実施するため、講師の選定・派遣ならびに謝礼の支払い等の事務手続きを行うとともに、当日スケジュールに係る調整を各学校・札幌オリンピックミュージアムと行うものである。 業務履行にあたっては、札幌市内への講師派遣を年間を通じて約100回にわたって行うため、オリンピアン・パラリンピアンとの広いネットワークを有していることが求められ、業務履行可能業者は限られる。 さらに、本事業は札幌オリンピックミュージアムを活用したオリンピズムの浸透を標榜しており、同施設との連携・協力体制の構築が求められる。 上記選定事業者は、北海道ゆかりのオリンピアン・パラリンピアンが活動の中心を担っており、これまでもオリパラ教育の講師派遣に協力をいただいていることから、本市の求めるオリンピアン・パラリンピアンとの広いネットワークを有していることは実証されている。加えて、オリンピックミュージアムを拠点に活動を行っており、当日進行の担い手である学芸員・スタッフとの連携を即時に図ることが可能である。 以上の事由により、本業務を履行可能な唯一な事業者として、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、上記選定事業者と特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8.4.22	平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応を踏まえた生活保護費等の追加給付業務にかかる労働者派遣	株式会社恵和ビジネス	12,864,430	R8.4.3	R8.4.6 ～ R9.3.31	生活保護費の追加給付は、追加給付の性質に鑑みると、最高裁判決で指摘された当時の基準改定の違法性を速やかに是正する必要があり、可能な限り迅速な追加給付の支給に向け、早急に支給体制を構築する必要があるが、当該事業に係る必要な 知識等を習得するための十分な準備期間を確保することが出来ない状況である。加えて、当該事業は各自治体の文書やデータの保管状況によって、給付までのフローに差異が生じることから、本市の状況に合わせた市民への説明や案内が必要となるところ。 当該事業は選定事業者への業務委託により給付事務等を実施するところであり、選定事業者は、当該事業にかかるコールセンターの開設に向け、本市の対応に沿ったFAQの作成、トークスクリプト等を構成しており、そのノウハウを活かした研修を受けた人材を派遣することが可能である。また、今後コールセンターで蓄積されたノウハウについても、定期的な技術的助言を通して、派遣人材へ連携することで、コールセンター、派遣人材とも同水準の対応が保たれ、市民の安定したサービスの提供が可能となる。 以上より、選定事業者は、契約直後から円滑な市民対応を行うことが可能かつ、コールセンターとの連携した対応も可能となる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者との特定随意契約 により調達することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部 011-211-2992

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.7.29	生活保護電算事務システム過渡期連携（要件定義事前調整作業）	株式会社アイネス	3,623,400	R8.7.17	R8.7.17 ～ R8.9.30	札幌市生活保護電算事務システムは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っているため、連携先の要件などの確認にあたっては、システム根幹を把握しており、かつ著作権を保有している事業者以外では各システムとの連携要件の確認を行えないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部 011-211-2992
R8.4.30	札幌市介護サポートポイント事業運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,140,000	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネートに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求められる。 本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネートに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターを運営しており、ボランティア活動の普及啓発や研修、ボランティア相談や登録、コーディネートなど、札幌市のボランティア活動の拠点としての役割を担い、ボランティア登録者や活動先 の情報管理など、本事業の業務に精通している。 また、当該法人は、施設福祉事業を検討する施設福祉部会の設置や札幌市老人福祉施設協議会の事務局を担い、社会福祉事業施設に共通する諸問題についての調査・研究、情報提供や市内の老人福祉施設相互間及び関係行政機関等と密に連絡調整を行っており、介護 サポーターの受入施設である介護保険施設等とも繋がりを有し、円滑に連絡調整を行うことが可能である。 上記の理由から、年間を通じて、確実かつ安定的に事業を遂行できる団体は当該法人をおいて他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）高齢福祉課 011-211-2976
R8.4.30	健康アプリ活用推進支援業務	グラビス・アーキテクツ株式会社	31,460,000	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本件業務は、令和８年度に本格運用を開始する札幌健康アプリ「アルカサル」の運用管理および施策推進におけるプロジェクト管理全般を行うものである。 左記事業者は、令和６年度の「札幌市高齢者健康ポイントアプリ等の構築に係るPMO支援業務」に続き、令和７年度も「健康アプリに係るPMO支援業務」を受託しており、本プロジェクトの立ち上げから実装に向けた準備段階までを一貫して支援している。この過程において、アプリ等関連システムの運用保守管理や事務局業務の進捗管理についても実務レベルで深く関与しており、本業務の遂行に不可欠な知見を蓄積している。さらに、本事業の持続可能性を確保する上で必要となる「官民協働モデル」の構築に関しても、民間事業者や地域団体との連携手法の検討や調整において豊富な支援事績を有しており、本市の特性に応じた官民連携の在り方を深く理解していることや、本市の「情報政策技術支援業務（総合評価型一般競争入札）」の受託実績を通じて、本市の情報システム全般およびネットワーク構成に対する技術的・専門的な理解も極めて高い。 これまでの構築・準備工程における経緯、事務局・運営保守の管理実績、および本市の特殊なシステム環境のすべてを網羅し、かつプロジェクト管理における高い専門性を有している事業者は、現時点で左記事業者をおいて他にない。 他の事業者が履行する場合、これまでの膨大な検討経緯や事務局運営のノウハウを短期間で把握することは困難であり、円滑な事業運用に重大な支障をきたす恐れがある。 以上により、本契約に求められる条件を全て満たし、適切かつ確実に本業務を履行することが可能な唯一の事業者であると判断されるため、特定随意契約とするものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	保）高齢福祉課 011-211-2674
R8.7.15	札幌シニア大学運営業務	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会	2,599,960	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本事業は、老人クラブや町内会など地域活動のリーダー養成を目的としており、当該業務を遂行するに当たっては老人クラブ等が行う地域活動の取組や実態について把握し、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有するなど、地域活動に繋ぐ役割を担う必要があるが、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会は、老人クラブに対する研修会や地域活動の実施など、日頃から育成指導や連絡調整を行うなどこの役割を果たしている。 また、当該法人は、老人クラブ活動の育成・支援を通じて、地区ごとの老人クラブを束ねるなど地域活動団体と繋がりを有するとともに、長年に渡って当該業務を担っており、当該大学の卒業生とも関わりをもち地域活動を支援している実績がある。 上記の理由から、当該業務を確実かつ安定的に実施できる者は当該法人をおいて他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）高齢福祉課 011-211-2976
R8.11.4	札幌健康アプリ及び事務局システムに係る追加改修業務	株式会社日立製作所	29,040,000	R8.10.16	R8.10.16 ～ R9.3.31	当該システムの改修にあたっては、システムの内部構造やデータベースの仕様、プログラムソースコード等を熟知している必要があり、他業者が改修を行った場合、既存機能への影響や障害の発生リスクが高く、またシステムの解析等に多大な時間と費用を要する。 したがって、本システムの構築及び現在の運用保守を担っており、当該システムの仕様を完全に把握している当該業者以外に本業務を確実かつ安全に履行できる者はない。 以上のことから、契約の性質が競争入札に適さないため、当該事業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）高齢福祉課 011-211-2976
R8.5.13	令和8年度(2026年度)札幌市個別支援計画事業者研修会企画運営業務	NPO法人　北海道地域ケアマネジメントネットワーク	1,388,000	R8.4.23	R8.4.23 ～ R9.3.12	本事業は、障害福祉サービス事業所が本人視点に寄り添った適切な個別支援計画を作成するための基礎的な知識や技能を習得するための業務である。 当該目的をより高い水準で達成するためには、個別支援計画や相談対応の手法に精通し、高度な企画力と専門的知識を持つ事業者による効果の高い企画内容であることが求められる。 そのため、本事業者の選定に当たっては、価格による競争入札等には適しないものと判断されることから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる事業者を選定する公募型企画競争とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい．障がい福祉課 011-211-2938
R8.10.28	札幌市視聴覚障がい者情報センター電気機械・給排水・衛生設備保守管理業務（月額契約）	ライラック興業株式会社	16,632,000	R8.9.18	R8.10.1 ～ R9.3.31	本件は、７月29日に一般競争入札を行ったが、開札時の手続きに瑕疵があったため、入札中止とした件について、再度調達手続きを行うものである。中止に際し、仕様書の内容等について今一度検証をすることとしたが、今後一定の期間を要することが見込まれ、現時点において、令和８年10月１日より業務を開始すべく、一般競争入札の執行に向けた手続きを進めることは困難なところとなった。 上記相手方は、当該業務の現受託者であり、新規に従事者等を確保することなく、直ちに上記期間の始期から業務の履行が可能な唯一の事業者である。 以上より、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号（競争入札に付すことが不利と認められる場合）に該当するものとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.4.22	被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業	社会福祉法人えぽっく	4,732,200	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本業務は、長期間、虐待を受けていたことが原因で心身ともに重篤な影響を受け、精神疾患等の障がいを持つに至った障がい者（以下「被虐待障がい者」という。）が、長期間の施設入所又は入院による生活を経た後に地域生活を行うにあたり、法令等で定められた障害福祉サービスの給付のほか、見守り等の支援を通じて、被虐待障がい者の状態を把握しつつ、地域生活を円滑に送るための必要かつ効果的な支援策を検討することを目的として実施するものである。 業務の実施にあたっては、重度の知的・精神障がい者に対する相談支援や日常生活に対する支援の経験を有し、重度の被虐待障がい者と密に信頼関係を構築することが必要不可欠である。 左記事業者は、誰もが個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とした様々な社会福祉事業を実施しているとともに、これまでも調査対象予定者に対する支援を行っており、強い信頼関係を構築している。また、支援の継続性が確保されることにより、調査研究の更なる進展が期待される。 これらのことから、本業務において求められる支援を安定して実施することができる事業者が他になく、競争入札に適さない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）精神保健福祉センター 011-622-5190
R8.4.22	自立支援医療（精神通院医療）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳作成業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	2,297,948	R8.4.10	R8.4.10 ～ R9.3.31	本業務は、自立支援医療（精神通院医療）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳を作成するとともに、対象者へ送付する決定通知書の封入作業等の発送準備を行うものである。 左記事業者は、令和４年度から本業務を誠実かつ適正に履行しており、業務内容を十分に理解していることから、今後も安定した業務の履行が期待できる。 また、左記事業者と契約することは、本業務のような軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与することができるものである。 これらのことから、本業務の目的を達成できるのは左記事業者の他になく、競争入札に適さない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	保）精神保健福祉センター 011-590-1766
R8.5.13	札幌市国民健康保険特定健康診査業務（集団方式）、札幌市後期高齢者健康診査業務（集団方式）（単価契約）	公益財団法人　北海道結核予防会	175,270,341	R8.4.22	R8.5.1 ～ R9.3.31	住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診（平成20年度から特定健康診査）、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。 住民集団健康診査において実施する肺がん検診等については、ウェルネス推進部及び保健所が特定随意契約により、公益財団法人北海道結核予防会（以下「結核予防会」という。）を相手方として指名することが決定しており、健診会場での健診・検査の流れを考慮すると、札幌市国民健康保険特定健康診査及び札幌市後期高齢者健康診査を効率的かつ確実に実施できるのは結核予防会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R8.5.20	後期高齢支援・国民年金システム標準化対応委託業務	株式会社日立製作所	2,748,900,000	R8.5.8	R8.5.8 ～ R10.1.4	地方公共団体情報システムの標準化とは、本市を含む全国の自治体が、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている施策である。本市の後期高齢者医療制度及び国民年金業務においても、この法令上の要請に基づき、令和９年度までにパッケージシステムを導入し、標準システムへの移行を完了させることとされている。 本業務は、総務省作成の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に示された「移行フェーズ」として、データ移行や各種テスト等、標準システムの安定稼働に不可欠な作業を行うものである。 令和５年度に情報システム部が、政令指定都市に標準化対象業務システムの納入実績があるベンダ31社に対し実施した情報提供依頼（以下「RFI」という。）の結果、後期高齢者医療制度及び国民年金業務については、左記事業者からのみ、所定の期限までに標準準拠パッケージ（以下「標準準拠システム」という。）を本市に提供可能である旨の回答があった。本市としては、当該回答結果を踏まえ、後期高齢者医療制度及び国民年金業務については、左記事業者が提供する標準準拠システムが唯一本市への対応が見込める標準システムとして、移行準備作業等を進めてきたところである。 この度、標準準拠システムの移行作業を進めるにあたり、前回のRFIから一定期間が経過し、各ベンダの状況が変化している可能性を考慮し、令和７年度に改めて公正確保の観点から市場性の再確認を実施した。具体的には、令和９年度までに標準準拠システムの提供が可能なベンダの有無を調査するため、後期高齢者医療制度では、過去10年の間に、政令指定都市に対応した後期高齢者医療制度又は国民健康保険業務のシステム納入実績のあるベンダに対し、また、国民年金業務では、過去10年の間に、政令指定都市に対応した国民年金業務のシステム納入実績のあるベンダに対し、再度RFIを実施した。その結果、前回の結果と変わらず、本市に対し当該システムを令和９年度に提供可能である旨の回答があったのは、左記事業者からのみであった。 本業務の遂行には、政令指定都市特有の大規模なデータ処理及び複雑な関連システムとの連携を、限られた期間内に完遂させる高度な技術力が求められる。左記事業者は、現に他の政令指定都市においても標準化移行業務の導入・稼働実績を有しており、大規模自治体の要件を充足する知見を有していると判断される。 以上のとおり、再度の調査においても本市が求める業務規模での稼働及び令和９年度までの完全移行を確実かつ具体的に提案した事業者は左記事業者のみであり、他事業者による代替は困難であることが客観的にも確認された。 以上の理由から、左記事業者を特定随意契約の相手方に選定するものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.4.15	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(低栄養ハイリスク対策)関連業務	公益社団法人北海道栄養士会	8,228,132	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本業務は、低栄養のハイリスク者を対象に、管理栄養士・栄養士が電話や訪問による歯科保健指導を実施するとともに、栄養口腔フレイル講座に管理栄養士・栄養士を派遣し、参加者を対象に栄養指導を実施することを目的としている。 本業務は、厚生労働省が定める「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に基づき、身近な地域や在宅において支援を受けることができる環境を整備し実施する必要があるが、本市には低栄養のリスクのある高齢者が約3	000人いるため、高齢者に対する低栄養の知識・指導経験を有する管理栄養士・栄養士を相当数確保する必要がある。 このような中、（公社）北海道栄養士会は、管理栄養士・栄養士約2
R8.4.22	令和８年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等適正運営・普及啓発事業	一般社団法人札幌市医師会	6,501,000	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	(1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本件事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本件事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 (2) 本件事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材（講師）を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。 (3) 本市内の医療機関の開業医・勤務医の多くが当該団体の会員であり、その医学的専門的知識、ネットワークを活かした普及啓発事業を行うことができる。 (4) がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。 (5) これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本件事業を遂行するにあたっても、本市との連携・調整が確実に行うことができる。 以上の理由により、本件事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R8.7.1	札幌市がん検診（個別方式）（単価契約）	一般社団法人札幌市医師会	819,294,000	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	札幌市がん検診等の実施にあたり、市民が身近な医療機関で受診ができる利便性の高い環境を整備する必要があるため、市内全域に渡って十分な数の医療機関が検診・検査機関として参加してもらうことが求められるものである。 札幌市は市内に1	500を超える医療機関があり市と各医療機関が個別に委託契約を締結する形態は非効率であるところ、札幌市医師会は市内1

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 7. 1	札幌市がん検診（集団方式、一括方式等）（単価契約）	公益財団法人北海道対がん協会	278,991,000	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	公益財団法人　北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）は、がん検診の専門機関であることから、集団検診に必要不可欠な検診車や医療スタッフが十分に整備されている。 本市のような大都市において集団検診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して数万件規模となる検診に対応できる体制を整備する必要がある。 職場検診など限定された区域・人に対する健康診査や検診を実施している企業や団体はあるものの、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の「がん検診」の集団検診を一手に引き受けることが可能な企業や団体は、対がん協会の他にない。 また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。 さらに、対がん協会は、これまでも検診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等検診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R8. 7. 1	札幌市肺がん検診等業務（単価契約）	公益財団法人　北海道結核予防会	21,775,000	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民検診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業（平成21年度をもって廃止）、平成４年度からすこやか健診（平成20年度から特定健康診査に変更）、平成９年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。 国の実施要領において肺がん検診は、原則として結核住民検診で撮影又はこれに準じて撮影した画像を活用して読影を実施することとし、併せて経年変化を観察すべき旨が定められていることから、令和７年度の結核住民検診は、公益財団法人　北海道結核予防会（以下「結核予防会」という。）に委託している。 以上の理由により、令和８年度の肺がん検診及び住民集団健康診査事業については、業務の性質上、競争入札には適さないため、結核予防会と特定随意契約を結ぶものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R8. 7. 1	令和８年度札幌市がん集団検診WEB予約受付システム導入・運用業務	マーソ株式会社	1,320,000	R8. 5. 28	R8. 4. 28 ～ R9. 3. 31	本業務は、市民による札幌市がん集団検診のWEB予約受付を目的としているが、約250の会場管理に加え、胃がん・大腸がん検診の予約を受け付けることから、市民にとって利便性の高い操作画面の構築が不可欠である。また、WEB予約の操作が困難な方への配慮として、職員による代理予約がスムーズに行える操作性や予約情報を検診実施機関との調整に用いるデータ管理（CSV出力等）の効率性など、内部事務における管理の容易さも強く求められる。したがって、本業務の遂行には、高度なシステム構成力や技術力、さらには専門的な知識・経験が必要であり、価格のみによる競争で委託先を選定することには馴染みまない。つきましては、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条の規定に基づき、公募型企画競争を実施した。 「令和８年度札幌市がん集団検診WEB予約受付システム導入・運用業務」企画競争実施委員会において提案企画の審査を行った結果、想定する事業費の範囲内で、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い事業者を契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R8. 7. 15	令和８年度ウェルネス推進プロモーション業務	株式会社ニトリパブリック	9,900,000	R8. 6. 10	R8. 6. 10 ～ R9. 3. 24	当該事業は、世代ごとの特性を踏まえた最適な媒体と方法を選定し、市民一人ひとりに届く効果的なウェルネス推進のプロモーションを実施するものであり、限られた予算内で最大の効果を得ることができるように業務を実施することが求められる。 したがって、当該業務の実施には、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とし、価格競争による委託契約先の選定はなじまないことから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）第３条の定めに基づき、公募型企画競争を行った。 「令和８年度ウェルネス推進プロモーション業務企画競争実施委員会」において提案企画の審査を行った結果、想定する事業費の範囲内で、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い事業者を契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3511
R8. 4. 30	札幌市小児科受診WEBガイドサービス「こどもの症状 受診の目安ナビ」	ティーペック株式会社	8,880,179	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本WEBガイドサービス（以下「本システム」という。）は、子育て世代が子どもの体調不良やけが等の健康不安が生じた場合に、速やかに本システムにスマートフォン等でアクセスし、子どもの症状に応じた受診の目安等を自動案内するものである。 併せて、利用者からの電話による健康医療相談対応、および本システムの保守管理を行う。 本業務の履行にあたっては、本システムに関する深い知見を有し、安定性を確保しつつ的確かつ迅速に業務を遂行できる高度な技術力が不可欠である。 当該事業者は、本システムの実証実験環境を提供しており、独自の技術に基づき本システムを開発した当事者である。 システム構成、詳細仕様および運用ノウハウを完全に習熟しているのは当該事業者のみであり、他者による履行は困難である。 したがって、業務の継続性および正確性を担保する観点から、本業務を履行できる唯一の事業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R8. 4. 30	令和8年度看護職向け人材育成業務	公益社団法人北海道看護協会	3,069,000	R8. 4. 20	R8. 4. 20 ～ R9. 3. 31	当該団体は、保健師、助産師、看護師、准看護師(以下「看護師等」という。)を会員とする札幌市内唯一の看護職の職能団体であり、これまでも各種事業において本市と十分に連携を図ってきたところである。 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」により、看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、都道府県ナースセンターに届け出ることとされており、当該団体は、北海道における都道府県ナースセンターの運営者であり、受講対象者を把握できる唯一の団体である。 当該団体以外では、本件業務を実施できないと判断し、当該団体を特定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.9.9	令和８年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務	株式会社ジェイエムインテグラル	4,892,800	R8.8.27	R8.8.27　～　R9.3.26	本業務は、在宅医療提供医療機関における持続可能なオンライン診療の導入を促進するため、医療機関の協力のもと、「D to P with N」を基本としたオンライン診療を試験的に実施し、在宅医療におけるオンライン診療の（1）有効性と持続可能性の検証、（2）患者・医療機関・施設における受容性と課題の把握、（3）活用事例の横展開を図るものであり、次の２点の理由により、公募型企画競争とすることが妥当である。 ア　調達契約の性質又は目的が競争入札に適しない 本業務は、本市の医療DX推進の基盤を整備するものであり、在宅医療現場に即した具体的な提案が求められる。特に、業務の実効性を高めるためには、優れた技術とノウハウを有する事業者との契約が不可欠であり、単純な価格競争に依存するのではなく、企画力を重視した提案が求められる。 イ　専門的な知識又は経験が必要 本業務では、在宅医療現場でのICT活用に加え、システム運用や診療報酬に関する検証など、多分野にわたる専門知識と高い創造力を必要とする。さらに、持続的なオンライン診療の導入を図るため、具体的な課題やニーズに即した柔軟な企画力が求められ、提案の内容が業務の実践に効果的に反映されるかが重要である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R8.4.15	結核住民健診及び日本語学校生徒等健診業務（単価契約）	公益財団法人　北海道結核予防会	22,612,800	R8.4.1	R8.4.1　～　R9.3.31	結核住民健診は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の２第３項、及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第２項において、65歳以上の住民に対し市町村長が健診を行うことが義務付けられていることから実施するものである。 本市における結核住民健診は、公益財団法人　北海道結核予防会（以下「結核予防会」という。）に毎年委託している住民集団健康診査での肺がん検診と一体的に実施しており、これまでの経緯として、昭和33年から実施してきた結核住民健診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業（平成21年度をもって廃止）、平成４年度からすこやか健診（平成20年度から特定健康診査に変更）、平成９年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することによって、利便性の向上及び内容の充実を図ってきた経緯がある。 企業の職場健診など、限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、本市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。 結核予防会は健診の専門機関であることから、健診に必要不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されており、上述の住民集団健康診査にて全区の区民センター等を巡回していることから、体制が十分に整備されている機関である。 それに加え、当該法人は、諸外国の結核情勢に係る知識が豊富であり、結核高まん延国出身者も在籍する日本語学校生徒等へ適切な対応が可能である。 また、結核予防会は、これまでも健診業務のほか、区民センター等との日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行しており、令和８年度においても引き続き住民集団健康診査を委託する予定である。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R8.4.15	結核住民健診業務（単価契約）	公益財団法人北海道対がん協会	12,753,216	R8.4.1	R8.4.1　～　R9.3.31	結核住民健診は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の２第３項、及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第２項において、65歳以上の住民に対し市町村長が健診を行うことが義務付けられていることから実施するものである。 本市における結核住民健診は、公益財団法人　北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）に毎年委託している札幌市がん検診と一体的に実施することで、内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。 企業の職場健診など、限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、本市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。 対がん協会は健診の専門機関であることから、健診に必要不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されており、上述の札幌市がん検診にて全区の保健センターを巡回していることから、体制が十分に整備されている機関である。 また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行しており、令和８年度においても引き続き札幌市がん検診を委託する予定である。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R8.4.15	札幌市結核接触者健康診断事業（単価契約）	一般社団法人　札幌市医師会	6,996,909	R8.4.1	R8.4.1　～　R9.3.31	一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員（医療機関）を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にはない。市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。 また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。 以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.7.15	動物愛護管理センター福移支所高圧気中負荷開閉器緊急補修業務	株式会社藤電気	2,530,000	R8.7.3	R8.7.3 ～ R8.7.3	動物愛護管理センター福移支所では、市民が飼養する伴侶動物等の火葬（以下「ペット火葬」という。）業務を実施している。 令和８年６月１２日（金）昼過ぎ頃、動物愛護管理センター福移支所の構内柱に落雷があり、同柱に設置されている高圧気中負荷開閉器（以下「ＰＡＳ」という。）に高電圧がかかり焼損した。その影響により、当該敷地内および建物全体の電力が完全に遮断され、全館停電が発生した。 本停電の影響により施設内の火葬炉が稼働できない状況となり、ペット火葬の受付を一時停止せざるを得ない状況となっている。 可能な限り早期のペット火葬業務の再開を行うために、故障したＰＡＳの更新を緊急的に実施する必要があることから、本修繕役務を地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号の規定による「緊急の必要により競争入札に付することができない」ものとして、随意契約により調達する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	保）保健所生活環境課 011-622-5165
R8.4.15	令和８年度児童クラブ利用料収納管理システムデータ更新業務（年度当初）	株式会社ＨＤＣ	1,742,312	R8.4.1	R8.4.1 ～ R8.5.8	本市では、児童クラブにおける有料時間帯利用料の収納管理を行うため、学童保育パッケージシステムを本市仕様にカスタマイズした「児童クラブ利用料収納管理システム」を導入しており、本市から当該システムの構築を受託した(株)HDCは、本市と同様の利用環境が整っている唯一の事業者である。 本業務は、令和８年度の児童クラブ有料時間帯利用者（児童・保護者）から提出された申込書の情報（住所、氏名、生年月日等）を当該システムに入力するものである。 当該システムへの入力は、本市から提供するカスタムファイルの取り込みが前提となることから、当該システムの利用環境が整っている必要がある。 また、児童クラブ有料時間帯の利用にあたっては、前年度の利用実績にかかわらず、毎年度申込書を提出することとなっており、申込者が前年度からの継続利用者なのか、それとも新規利用者なのかをシステム登録情報との照合により判断し、振り分けを行った上で入力する必要がある。 以上の理由から、本業務の遂行が可能な業者は(株)HDCしか存在せず、当該業務における契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子ども育．子ども企画課 011-211-2989
R8.7.1	札幌市児童クラブにおける夏季休業期間の昼食提供業務	生活協同組合コープさっぽろ	2,277,000	R8.6.22	R8.6.22 ～ R8.9.30	本業務は、札幌市児童クラブを利用する世帯のお弁当作りに係る家事負担軽減を図ることを目的に、希望する児童に対し有償で昼食を提供するものである。 そのため、市内全域(全館200箇所)の児童クラブに在籍する利用希望者の弁当製造に加え、夏季休業期間中の平日19日間において、午前9時30分から11時45分までの短時間に、配送を完了させる体制が整っていることが必要不可欠である。 また、利用希望者からの受注受付及びキャンセル対応は原則ウェブサイト上で実施することとなるため、対応できるシステムを保有・運用していることも必要である。 上記要件に照らし検討した結果、上記時間内に、弁当製造を行った上、市内全域におよぶ200箇所への配送を確実に遂行でき、かつウェブサイトによる受注管理システムを併せ持つ事業者は、生活協同組合コープさっぽろのみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子ども育．子ども企画課 011-211-2989
R8.6.3	物価高対応子育て応援手当事務センター運営等業務（令和８年６月以降分）	株式会社恵和ビジネス	14,149,850	R8.5.26	R8.6.1 ～ R8.8.31	令和７年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」において、0歳から高校生年代までのこども達に１人当たり２万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することが決定されたことに伴い、対象者へ支給決定等の文書を発送するほか、問い合わせを受けるコールセンター業務、申請受付・審査等業務、文書等作成業務を一体で行う事務センター運営等業務を、令和8年1月22日から同年5月29日までを履行期間として「株式会社恵和ビジネス」と契約締結している。この履行期間終期については、当該事業の終了時期が国から明確に示されていなかったため、令和7年度の出納整理期間を踏まえて設定したものであるが、令和8年2月27日版の当該事業 Q&A にて最終の申請期限は令和8年6月30日までとするよう指示があった。したがって今後も申請受付・審査や、問い合わせ対応が発生することから、最終申請期限到来後一定の期間までは引き続き事務センター運営が必要である。 事業者の選定について、「株式会社恵和ビジネス」が引き続き受託した場合、当該事業の概要や業務委託に関する事務フロー等はすでに習得していることから、履行品質を確保できる。また、コールセンターの電話番号は「株式会社恵和ビジネス」が取得しており、申請書の送付先である事務センター所在地も「株式会社恵和ビジネス」の自社ビルであることから、受託業者変更に伴いそれらが変更となると市民の利便性を損なうこととなる。加えて、履行中の業務委託には受け付けた申請の不備解消に向けた対応も含まれており、申請者ごとの個別の対応経過等を蓄積している「株式会社恵和ビジネス」以外の事業者が、それら対応を引き続き円滑に行うことは困難である。 以上のことから、本件は当初予期し得なかった事情の変化等により必要となったものであり、現に契約履行中の者である「株式会社恵和ビジネス」が引き続き業務を実施することが競争に付するよりも有利と判断し、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号により特定随意契約を行うこととしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-3944
R8.7.29	母子保健情報の副本登録対応に係る母子保健情報システム改修業務	日本コンピューター株式会社	7,953,000	R8.7.13	R8.7.13 ～ R8.8.31	母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「wel-mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は、同社が保有している。 このため、同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等は他社に公開することができない。よって本システムの改修業務を実施できるのは、同社以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2785
R8.8.5	「(仮称)さっぽろ子育てアプリ」導入及び運用業務	母子モ株式会社	440,000	R8.7.29	R8.7.29 ～ R9.3.31	本アプリは、多様な情報リテラシーを持つ保護者が日常的に利用する住民接点となることから、単なる機能要件の充足だけではなく、直感的な操作性(UI)や満足度の高い利用体験(UX)が普及の鍵となり、これらは価格のみによる機械的な評価には適さず、各事業者の創意工夫に基づく提案を総合的に比較評価する必要がある。 また、利便性の向上のみならず、母子保健法等の改正やマイナンバー連携の高度化等、国が進めるデジタル化の動向へ機敏に対応する必要があり、初期導入コストの低廉さのみを優先した場合、将来的な改修コストの増大や、利用率低迷による事業効果の減殺を招く恐れがある。 したがって、高度な専門知識や技術、豊富な実績を有する事業者を選定することが、本市の子育て支援分野におけるデジタル化をより効率的かつ確実に推進するために最適であると判断し、公募型企画競争入札により事業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2997
R8.10.7	札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務（単価契約）	弁護士法人ブレインハート法律事務所	14,000,000	R8.9.28	R8.9.28 ～ R9.3.31	事業の性質上、滞納債権の回収や債権回収率の向上には、法律の専門的な知識と経験を有する者に委託をすることが有効であり、専門的な知識やノウハウを企画提案により競わせることが効果的かつ効率的な事業運営につながると考えられるため、公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において、契約候補者として選定された事業者との随意契約を締結したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-3848
R8.10.21	令和8年度札幌市健康管理システム標準化移行業務	日本コンピューター株式会社	44,550,000	R8.10.1	R8.10.1 ～ R9.3.31	別添「見積参加者選考調書（特定随意契約用）」のとおり （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2785

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8. 10. 21	小児医療給付システム移行に伴うデータ移行ツール開発業務	株式会社ネクシス	4,895,000	R8. 10. 14	R8. 10. 14 ～ R9. 3. 31	本市の「小児医療給付システム」（自立支援医療（育成医療）、未熟児養育医療及び小児慢性特定疾病の事務を所管）は、現行ベンダーである株式会社ネクシスが、Microsoft Accessを用いて独自構築したものであり、長年にわたる運用の過程で蓄積されたデータ構造は極めて複雑化している。 国の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づく標準化移行にあたっては、これら現行データを標準仕様へ正確かつ円滑に変換・移行する必要がある。しかし、そのためには本市の業務運用に精通していることに加え、現行システムの内部仕様及びデータ構造に関する極めて高度な技術的知見が不可欠である。 本市においては、この移行作業の複雑性に加え、対応可能なベンダーの確保や体制構築の制約から、国より「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム（移行困難システム）」として指定を受け※、移行期限について令和９年度中までの延期承認を得ているところである。 これにより、令和９年度までの限られた履行期間内でデータ移行を確実かつ不具合なく完了させるためには、他ベンダーにおけるシステム構造の解析や仕様理解に要する期間を確保する余地はなく、現行システムのデータ構造を網羅的に把握している現行ベンダーのみが移行ツール開発業務を受託可能であると判断できる。 以上のことから、株式会社ネクシスを相手方として特定随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2785
R8. 6. 10	令和８年度札幌市こども誰でも通園制度事務処理センター等運営業務	ＴＯＰＰＡＮ株式会社	30,000,000	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は「こども誰でも通園制度」の運営において、保護者は「利用予約システム」を用いて制度を利用している。当該システムは、TOPPAN株式会社中四国事業部が著作権を保有し、TOPPAN株式会社に帰属する。 仮に、他の事業者に本制度のためのシステム提供を求める場合、既存システムとは別に、新規にシステム開発やネットワーク整備を行う必要があり、その開発・移行期間中は、市民が制度を利用できない空白期間が生じるなど、安定的な市民サービスに大きな影響が出る恐れがある。 また、本業務は、市民の個人情報を含む資料等の受け渡しなどを想定し、市内に事務処理センターの設置を求めるものであることから、当該業務を受託できる事業者は同社北海道事業部のみである。 以上のことから、本件業務を継続的かつ安定して実施することができるのはTOPPAN株式会社北海道事業部のみであると判断される。よって、本件業務は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2346
R8. 7. 8	令和８年度札幌市こども誰でも通園制度総合支援システム移行等業務	ＴＯＰＰＡＮ株式会社	14,135,000	R8. 5. 28	R8. 5. 28 ～ R9. 3. 31	本業務は、国が提供するこども誰でも通園制度総合支援システム(以下「国システム」という。)の導入にあたり、「こども誰でも通園制度事務処理センター等運営業務」(以下「事務センター運営業務」という。)において運用する利用予約システム保有の利用者情報及び施設情報を基に、国システムへのデータ移行、施設への操作説明の実施及び令和8年度以降に国から示された給付費請求に係る事務対応を行うものである。業務の履行にあたっては、事務センター運営業務の受託業者であるTOPPAN株式会社東日本事業本部北海道事業部(以下、「TOPPAN(株)」という。)において、利用者及び施設情報取得や利用予約システムとのデータ切替作業と一体的に行うことで、業務の履行期間の短縮、履行品質の確保が可能となる。以上のことから、本件業務は競争に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2346
R8. 7. 1	札幌市子ども子育て支援新制度システム給付費支弁台帳の改正対応業務（令和７年度制度改正）	株式会社アイネス	2,776,400	R8. 6. 9	R8. 6. 9 ～ R8. 9. 30	本システムは、平成26年より導入しているものであるが、（株）アイネスが開発したパッケージシステムを基本としており、パッケージシステムそのものの著作権は（株）アイネスに帰属するものであるため、他の業者がパッケージシステムの仕様、機能・特性・制約条件及びデータベース構造等を改修することは事実上不可能である。 また、適用開発により札幌市独自に開発した機能、帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものであるため、その開発工程における業務分析、設計、製造等は（株）アイネスが行っている。 本業務はこれらのシステムの仕様等の理解を前提に進めるものであり、かつ、極めて詳細な専門的知識を要するものであることから、当該業務の履行可能業者は（株）アイネス以外にはなく、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2346
R8. 8. 12	子ども子育て支援システム過渡期連携（要件定義事前調整作業）	株式会社アイネス	2,725,800	R8. 7. 28	R8. 7. 28 ～ R8. 9. 30	本システムは、平成26年より導入しているものであるが、（株）アイネスが開発したパッケージシステムを基本としており、パッケージシステムそのものの著作権は（株）アイネスに帰属するものであるため、他の業者がパッケージシステムの仕様、機能・特性・制約条件及びデータベース構造等を改修することは事実上不可能である。 また、適用開発により札幌市独自に開発した機能、帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものであるため、その開発工程における業務分析、設計、製造等は（株）アイネスが行っている。 本業務はこれらのシステムの仕様や、本システムと他システムの現行のデータ連携の情報等の理解を前提に進めるものであり、極めて詳細な専門的知識を要するものであることから、当該業務の履行可能業者は（株）アイネス以外にはなく、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2346
R8. 10. 21	札幌市子ども子育て支援新制度システム令和７年度給付費運営継続支援臨時加算対応	株式会社アイネス	2,237,400	R8. 9. 18	R8. 9. 18 ～ R8. 12. 31	本システムは、平成26年より導入しているものであるが、（株）アイネスが開発したパッケージシステムを基本としており、パッケージシステムそのものの著作権は（株）アイネスに帰属するものであるため、他の業者がパッケージシステムの仕様、機能・特性・制約条件及びデータベース構造等を改修することは事実上不可能である。 また、適用開発により札幌市独自に開発した機能、帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものであるため、その開発工程における業務分析、設計、製造等は（株）アイネスが行っている。 本業務はこれらのシステムの仕様等の理解を前提に進めるものであり、かつ、極めて詳細な専門的知識を要するものであることから、当該業務の履行可能業者は（株）アイネス以外にはなく、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2346

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.5.13	札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務（単価契約）	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	2,225,000	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本事業の実施要綱第３条第１項において実施主体について定めており、上記契約候補者は（1）または（3）に該当すること及び令和７年度において良好な事業実績があることに加え、別記にて定めている要件の全てを満たしている。 本業務は家事支援及び育児支援が主な支援内容であることから、その経験を積んだ訪問支援員の派遣が可能であることが必須である。また、訪問支援員の派遣による養育状況の改善等の効果を高めていくためには、訪問支援員の支援の在り方について検証を重ね、より適切な支援計画の策定及び運用の改善等につなげていく必要がある。そのため、事業者には訪問支援員の活動の中から養育状態の変化及び支援における課題を把握できるよう、保健師、看護師、社会福祉士等の専門職が訪問支援員からの相談に随時対応できる体制が必要である。 これらの条件を満たし、かつ、現状受託の意向を示している事業者は、上記７者の契約候補者のみである。なお、本事業の性質上、要件を満たす事業者に対し、担当課から連絡の上、事業概要や目的、支援対象者等を説明し、受託の意向について確認している。委託料については要綱で定めていることから、価格についての競争性はなく、指定した法人全てと要綱において定めた金額で単価契約することから、競争入札に適さない。 ついては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第２号の規定により随意契約（特定）とする。 なお、契約金額については、要綱に定める委託料の単価により利用実績に基づき算定することから、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年３月28日財政局理事決裁）第91条第３項の規定により、見積書を徴しないものとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）児童相談所地域連携課 011-622-8620
R8.5.13	令和８年度「さっぽろ親子のための相談LINE」運営業務	社会福祉法人麦の子会	14,799,400	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本業務は、こども家庭庁が開設するLINEアカウントを窓口として寄せられた相談に対し、相談支援システム上でチャット対応するもので、従来の電話による相談に加え、若年層に浸透しているコミュニケーション手段であるSNSによる相談を受け付けることで、より相談しやすい体制を構築することを目的とするものである。 本相談に対応するための相談員は、公認心理師、社会福祉士等の資格を有し、一定期間以上の児童福祉の相談業務経験が必要となる。また、児童虐待や養育に関わる相談を受け付けるため、虐待防止及び虐待相談等に関する知識を持つ相談員が在籍していることが必要となる。更には、相談者のニーズや状況等に応じて適切な相談対応を行うためには、必要に応じて適切な相談窓口を案内するなど、市内の社会資源に精通していること等が求められる。 また、チャットによる相談は対面や電話による相談に比べ文字情報のみで対応しなければならず、通常の相談業務における傾聴とは違う技能や配慮が必要であることから、チャットによる相談事業において良好な実施実績がある事業者であることが求められる。 当該事業は児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費国庫補助金の対象事業であり、交付要綱の中で外部委託による実施も認められているところだが、当該法人は昨年度に本事業で当市との契約実績があり、良好な運用実績がある。 以上のことから、当該法人に業務委託をすることは、今後の円滑な事業実施のために有効である。 これらの条件を満たし、かつ、現状受託の意向を示している事業者は、社会福祉法人麦の子会のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定者を相手方とする随意契約とする。 なお、当該法人は令和５年２月から北海道の同事業の委託を受けているほか、令和８年度も北海道との契約締結を見込んでいる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）児童相談所地域連携課 011-622-8620
R8.5.13	子どもの意見形成・表明支援事業	特定非営利活動法人子どもアドボカシーセンター札幌	3,298,900	R8.4.1	R8.4.1 ～ R9.3.31	本事業は、子どものセルフアドボカシーの実現を目的として、利害関係のない第三者である意見表明等支援員(以下「アドボケイト」という。)が、市内児童養護施設と一時保護所の子どもに対して意見形成と意見表明の支援を行うとともに、アドボケイトを養成する事業として、令和6年度に開始した。本事業の実施にあたっては、利害関係のない第三者性を担保することが必要不可欠であり、また契約の相手方とする事業者は、子どもの権利擁護に対する深い理解があり、アドボケイトの養成や人材確保も含め適切な業務遂行能力を有しており、かつ派遣先との十分な連携や信頼関係を構築することができる必要がある。 本事業は令和6年度から「特定非営利活動法人 子どもアドボカシーセンター札幌」(以下「当該受託者」という。)に委託。当該受託者は国が示すガイドラインに準ずる研修を受講したアドボケイトを30名以上養成および確保している。またアドボケイトの派遣に関しては、派遣先となる市内児童養護施設及び一時保護所(以下「派遣先」という。)の職員及び子どもに対し、本事業の趣旨について丁寧な説明を行い十分な理解を得る必要があることから、派遣先の役職者および施設職員に向けた事業説明を複数回実施。その上で派遣に向けた具体的な協議及び派遣先の子どもに対する説明会を実施し、令和7年3月より正式にアドボケイトの派遣を開始した。派遣先からは、虐待等様々な背景により施設等で暮らす子どもの中には、大人に対しての不信感を抱えている子どもも多く、アドボケイトとの信頼関係の構築には相当な時間を要することが想定されるとして、本事業の継続的かつ安定的な実施体制の構築を強く望む声が 挙がっている。今後も当該受託者による事業の継続を強く求められている状況にあり、委託事業者が変わることによって、子どもとの信頼関係の構築が困難となるだけでなく、派遣先との信頼関係や派遣の受け入れにも影響を及ぼすなど、本事業の目的と逆の効果を生むことが危惧される。以上のことから、派遣先との十分な信頼関係が構築されている事業者は当該受託者のみである。当該受託者以外の事業者では本事業の目的達成に必要な条件を満たさないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）児童相談所家庭支援課 011-622-8619
R8.7.8	第2次札幌市産業振興ビジョン改定に係る基礎調査業務	株式会社北海道二十一世紀総合研究所	7,150,000	R8.5.29	R8.5.29 ～ R9.3.31	本業務の成果品は本市における産業振興部門の個別計画である第２次札幌市産業振興ビジョンの改定にあたっての基礎資料となるものであり、業務目的を達成するためには、高い品質が求められる。品質を担保するためには、十分な業務実施体制や業務計画を策定可能であり、類似業務の実績等を有している経験豊富な事業者を選定する必要があるが、金額のみで判断する競争入札ではこうした観点を取り入れることが出来ず、業務目的の達成に支障が出るおそれがある。よって、本業務は専門的な知識及び経験が求められるものであり、調達契約の性質が金額で判断する競争入札に適さないことから、委託候補者の選定に当たっては、最も優れた企画を提案し選定された者を委託候補者として契約事務を進める「公募型企画競争」により実施することとしていた。 令和８年５月１日に開催した企画競争実施委員会においてヒアリング審査を行った結果、別紙「企画競争選定結果調書」のとおり、最低評価基準点以上を満たすもののうち元も得点が高い左記事業者を契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興部経済企画課 011-211-2352
R8.7.1	令和８年度製造業省エネルギー設備導入補助事業事務局業務	株式会社恵和ビジネス	21,120,000	R8.6.17	R8.6.17 ～ R9.1.29	本業務は、広報に係る優れた企画力や事業者とのネットワークのほか、事務局運営に関して誤りを未然に防ぎ、円滑に業務を遂行するための高度かつ専門的な知識・経験が求められる。したがって、価格のみによる競争入札では本業務の目的を達することが困難であり、その性質上、競争入札に適さないと考えられるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興課 011-211-2392

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 4. 15	令和８年度「札幌市商店街応援隊派遣事業」運営業務	札幌市商店街振興組合連合会	15,374,999	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を追加登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めております。 これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。 札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立（法人化）以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。 同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は「令和５年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務」を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。 以上のことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、随意契約の委託先として選定いたします。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）商業・経営支援課 011-211-2372
R8. 5. 13	ワークトライアル事業運営業務Aコース	アデコ株式会社	47,999,220	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、新卒者及びおおむね55歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R8. 5. 13	ワークトライアル事業運営業務Bコース	キャリアバンク株式会社	47,999,220	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、新卒者及びおおむね55歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R8. 6. 3	令和８年度外国人受入・定着支援業務（セミナーなしB）	株式会社ＯＮＯＤＥＲＡ　ＵＳＥＲ　ＲＵＮ	23,115,400	R8. 4. 30	R8. 4. 30 ～ R9. 3. 31	民間事業者が持つノウハウを最大限に活用するとともに、本事業を実施するにあたり十分な企画力や実績などを持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争にて受託者を選定。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R8. 6. 3	令和８年度外国人受入・定着支援業務（セミナーなしA）	キャリアバンク株式会社	23,120,000	R8. 4. 30	R8. 4. 30 ～ R9. 3. 31	民間事業者が持つノウハウを最大限に活用するとともに、本事業を実施するにあたり十分な企画力や実績などを持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争にて受託者を選定。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R8. 6. 3	令和８年度外国人受入・定着支援業務（セミナーあり）	株式会社NINAITE	23,750,000	R8. 4. 30	R8. 4. 30 ～ R9. 3. 31	民間事業者が持つノウハウを最大限に活用するとともに、本事業を実施するにあたり十分な企画力や実績などを持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争にて受託者を選定。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R8. 7. 1	令和８年度人材確保のための魅力発信業務	株式会社北海道アルバイト情報社	24,915,000	R8. 6. 16	R8. 6. 22 ～ R9. 3. 31	民間事業者が持つノウハウを最大限に活用し、本事業を実施するに当たって、十分な企画力や実績を持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争により受託者を選定 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R8. 7. 15	シニアワーキングさっぽろ2026開催業務	株式会社北海道アルバイト情報社	20,996,800	R8. 6. 30	R8. 6. 30 ～ R9. 3. 19	本事業は、人事・採用担当者向けセミナー及び体験付き仕事説明会を行うものであり、高度かつ専門的な業務であることから、受託業者の選定にあたっては、実施体制や運営、周知広報等について総合的な実施案を提出させ、最も効果的かつ効率的な遂行が期待できる企画案を提示した業者を選定の上、契約事務を進める企画提案方式を採用。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 5. 20	令和８年度札幌市特定創業支援等事業証明書発行に係る受付・交付業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	4,700,300	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本市では、平成26年度より札幌市中小企業支援センター内に「札幌創業支援プラザ（以下、創業プラザ）」を設置し、市内創業支援機関との連携のもと、創業希望者に対して一貫した支援を実施している。 創業プラザは、市内創業支援ネットワークのハブ機能を担っており、個別の相談対応に加え、創業者の成長ステージに応じた最適な支援機関の紹介や支援策の案内等を通じて、創業支援の中核として機能している。 この創業プラザの運営については、中小企業支援センター運営業務として一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下、「財団」という。）が特定随意契約により受託している（理由：財団は 、平成14年度より、中小企業支援法第７条第１項に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関であり、20年以上にわたり支援センターを運営し、中小企業者等の様々な相談者に対応し、経営・融資相談を行っている。また、長年にわたり札幌市の産業振興に係る事業に取り組んできており、経営、融資、創業等以外にも幅広い分野の専門スタッフを抱えていることに加え、外部専門家、支援機関とのネットワークをもち、特定の利害関係にとらわれることなく、本市の産業振興の方向性に沿った運営を行うことができる。以上のことから、財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。） 創業支援においては、単に創業者数の増加を図るのみならず、創業者一人ひとりの成長を着実に支援し、その成功確率を高めていくことが求められる。そのためには、創業準備段階から、創業初期、成長期、さらには安定期に至るまで、段階ごとに必要な支援を切れ目なく提供する体制が不可欠である。 本業務は特定創業支援等事業による支援を受けた者に対する証明書発行に係る受付・交付を行うもので、創業プラザが起点となり、創業希望者に対して一貫した支援を受けたことの証明書発行を行うことは、創業者にとっての利便性向上と支援効果の最大化に資するものであることから競争入札に適さないものと考える。 したがって、本業務の履行が可能な事業者は、当該プラザを運営する一般財団法人さっぽろ産業振興財団に限られる。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記選定事業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）イノベーション推進課 011-211-2379
R8. 9. 16	令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務（ビジネスマッチング支援）	株式会社グロスペリティ	9,900,000	R8. 8. 19	R8. 8. 19 ～ R9. 2. 26	本事業は、ＩＴ産業に関する知識に加えて、欧米における文化や商慣習などに精通している必要があるため、受託者の選定は、企画提案方式（プロポーザル方式）により、事業の効果的・効率的遂行が最も期待できる企画案を提示した業者を選定し、随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）イノベーション推進課 011-211-2379
R8. 9. 16	令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務（契約締結支援、ブリッジSE派遣支援）	株式会社サーキュレーション	5,879,500	R8. 8. 19	R8. 8. 19 ～ R9. 2. 26	本事業は、ＩＴ産業に関する知識に加えて、欧米における文化や商慣習などに精通している必要があるため、受託者の選定は、企画提案方式（プロポーザル方式）により、事業の効果的・効率的遂行が最も期待できる企画案を提示した業者を選定し、随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）イノベーション推進課 011-211-2379
R8. 9. 2	令和８年度 金融系外国企業等誘致・プロモーション業務	合同会社デロイトトーマツ	25,000,000	R8. 8. 24	R8. 8. 24 ～ R9. 3. 31	本業務は、金融系外国企業等の誘致活動に関する高度な知識及び効果的な施策提言に係る豊かな経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）国際金融誘致担当課 011-211-2423
R8. 9. 30	海外メディアを活用した金融系外国企業等誘致に資する情報発信業務	ツナガル株式会社	4,976,400	R8. 9. 14	R8. 9. 14 ～ R9. 3. 31	本業務は、海外メディアを活用した金融系外国企業等の誘致に資する情報発信の実施に関する高度な知識及び豊かな経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）国際金融誘致担当課 011-211-2423
R8. 5. 27	（仮称）新ＭＩＣＥ施設整備基本計画検討業務	ＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社	4,400,000	R8. 4. 27	R8. 4. 27 ～ R9. 2. 26	本市では、令和７年度に「（仮称）新ＭＩＣＥ施設ＰＰＰ/ＰＦＩ詳細検討業務」（以下「令和７年度業務」という。）に係る受託者をプロポーザル方式により募集し、そこで選定されたＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に委託を行っている。令和７年度業務では令和６年度に実施した「新ＭＩＣＥ施設整備基本計画策定支援業務」（以下「令和６年度業務」という。）の内容を改めて分析・検証する業務も含んでいる。 新ＭＩＣＥ施設の整備に係る検討行程として新ＭＩＣＥ施設整備に係る基本計画（以下「計画」という。）の策定があり、計画策定のためには、関係所管部局が精査した内容を比較・検証し、本市としての最終的な計画案を固める必要がある。 計画策定にあたっては、令和６年度業務及び令和７年度業務の内容を計画に反映させる必要があるが、それらの複雑な分析や推計の最新の情報を保有し、かつ、本市内部の判断期限が差し迫っている中で可及的速やかに業務を履行することができるのは、ＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社のみである。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号に基づき、ＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社を契約の相手方とする特定随意契約とするもの。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R8. 8. 5	北海道さっぽろ「食と観光」情報館移転リニューアルに係る東側実施設計業務	株式会社ＪＲ東日本建築設計	35,662,000	R8. 7. 14	R8. 7. 14 ～ R9. 3. 31	現在本市では、北海道と共同で設置・運営している北海道さっぽろ「食と観光」情報館（以下「情報館」という。）について、時代や環境の変化に即し、将来的にも観光客から求められ続ける案内体制を構築するための移転リニューアルを予定している。本業務は、リニューアルの内、ＪＲ札幌駅東コンコースに整備する観光案内機能の実施設計を行うとともに、工事施工に向けて委託者を技術的に支援することを目的とした業務である。 情報館がＪＲ札幌駅構内に設置されている特性上、ＪＲ北海道や隣接商業施設の管理者等との協議・調整は不可欠なものであり、なおかつ、駅構内で実施中または今後実施予定の改修工事の状況に応じ、隣接設備とのインフラ面の接続等も考慮した適切な設計を行うためには、専門的な知見や技術が必要となる。 上記選定事業者は、ＪＲ北海道が実施する東コンコースの改修工事の設計を担っているため、現在実施中または今後実施予定の改修工事の進捗について熟知し、それらによって生じるインフラ設備の状況についての知見がある唯一の事業者である。 そのため、情報館の移転リニューアルに係る実施設計及び本市への技術的支援を適切に行うことができるのは、上記選定事業者に限られる。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、上記選定事業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 8. 26	令和8年度札幌市宿泊施設及び観光施設受入環境整備補助金活用促進等業務	株式会社ＪＴＢ	3,899,000	R8. 7. 15	R8. 7. 15 ～ R9. 3. 26	本業務では、補助対象者（旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設、観光施設、飲食店）に補助制度を広く周知し、申請に繋げるために、制度概要や申請手続き等について補助対象者が正確かつ容易に理解できるような告知媒体（チラシ、リーフレット、WEBサイト等）を作成する必要がある。補助対象者のニーズに応じた補助項目や複雑な申請手続き等を、補助対象者が一目で理解できるように伝えるデザイン力や表現力が必要となることから、創造性が強く求められる。 また、制度周知にあたっては、説明会の開催を必須とし、対面方式またはオンライン方式、その併用のいずれかから、最も効果的な手法を選択して実施することとしている。多くの補助対象者を説明会に参加させ、補助金の利用を促進するには、集客に向けた効果的な情報発信や円滑な運営能力など、説明会実施における高度な技術力と企画・開発力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。以上より、本業務の委託事業者は、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案したものと随意契約を行うこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R8. 8. 5	北海道さっぽろ観光案内所移転リニューアルに係る機能強化検討支援業務	株式会社ＪＴＢ	5,720,000	R8. 7. 21	R8. 7. 21 ～ R9. 2. 26	本業務は、案内所の移転リニューアルに向けて、将来のサービス機能の定義や必要な備品・提供コンテンツの具体化、並びに整備・運営計画の立案等について、専門的知見に基づき検討及び助言を行うものであり、専門的な知識や経験が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。 よって、本業務の委託事業者については、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案したもの（優先交渉団体）と随意契約を締結することとした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R8. 9. 16	令和8年度さっぽろ雪まつりの収益化・価値向上に向けた実施設計業務	株式会社電通北海道	13,994,992	R8. 7. 27	R8. 7. 27 ～ R9. 3. 31	本業務は、令和６年度から継続して検討を重ねてきた「持続可能なさっぽろ雪まつりの在り方」に基づき、令和８年度よりさっぽろ雪まつりの収益力強化および価値向上に向けた実施設計を行うものです。 本業務の履行品質を確保するためには、これまでの検討経過に加え、雪まつりの複雑な運営体制やスポンサーセールスの実情、そしてリブランディングの核心となる「新たな価値定義」を正確に把握していることが不可欠です。株式会社電通北海道は、長年にわたり広告代理店として本行事に関わっており、運営体制や協賛企業との調整等に精通しています。 また、令和６年度および令和７年度の調査・検討業務の受託者として、将来に向けた課題解決の方向性を熟知しており、実行委員会をはじめとする雪まつりの各関係者とも迅速に連絡、調整できる体制が確立されているところです。 令和８年度の雪まつりより、雪まつりの価値向上を踏まえた収益力強化策の導入を図るためには、令和８年９月ごろまでには新たなプロモーションプランが必要となります。これまでの検討経過を正確に把握している同社であれば、契約締結後直ちに具体的なセールスメニューの検討や検証に着手し、期限までに実効性の高い提案が期待できます。 一方で、他事業者が受託した場合には、これまでの膨大な検討経過や運営実態の把握に多大な時間を要することとなり、当部が求めるスケジュール内での施策導入は極めて困難です。加えて、同社であれば現状把握や状況整理に係る重複業務を省略できるため、経費の節減も図ることができます。 以上のことから、業務の履行品質の確保、履行期間の短縮、および経費の節減を確実に図れるのは株式会社電通北海道のみであると判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、随意契約とする必要があると考えております。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R8. 8. 26	地域における観光資源開発・おもてなし推進支援業務	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	9,845,000	R8. 8. 6	R8. 8. 6 ～ R9. 3. 19	本業務は、地域における観光資源開発やおもてなし推進支援に向けた、地域資源の調査及び分析、ワークショップの開催、実証実験等を効果的に実施していくことが必要であり、地域資源のほか、観光業界全般についての知識等の幅広い専門性が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。 以上より、本業務に関する委託事業者は、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案したものと随意契約を行うこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R8. 10. 28	令和8年度宿泊業人材定着支援業務	株式会社ネクストビート	9,259,800	R8. 8. 21	R8. 8. 21 ～ R9. 3. 26	本業務では、宿泊事業者を始めとする観光産業や人材の採用・育成に関する理解、類似実績の経験などの幅広い専門性が求められる。また、セミナー開催や継続支援窓口の設置にあたっては、宿泊業界の人手不足に対し、人材定着の観点から支援を行うための高度な技術力と企画・開発力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。 以上より、本業務に関する委託事業者は、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案したものと随意契約を行うこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R8. 9. 2	令和8年度 アドベンチャートラベル等に対応するガイド育成・活躍支援業務	株式会社北海道宝島旅行社	5,395,500	R8. 8. 24	R8. 8. 24 ～ R9. 3. 19	本業務は、英語ガイド育成等に関する専門的な知識や高度な創造性や技術力、専門的な経験が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務に関する委託事業者については、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、別途行う実施委員会において最も優れた企画案を提案したもの（契約候補者）と随意契約を行うこととする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R8. 9. 30	令和８年度宿泊業人材確保サポート業務	株式会社ネクストビート	8,285,750	R8. 9. 1	R8. 9. 1 ～ R9. 3. 26	本業務は、宿泊事業者を始めとする観光産業や人材の採用・育成に関する理解や類似業務の経験といった専門的な知識および経験が必要であることから、価格による競争入札等に馴染まないため、公募型企画競争（プロポーザル方式）により契約候補者の選考を行い、最も優れた企画案を提案したもの（優先交渉団体）と随意契約を締結することとした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R8. 9. 30	札幌市公衆無線ＬＡＮ更改業務	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	142,912,000	R8. 9. 9	R8. 9. 9 ～ R9. 3. 31	本業務は、Sapporo City Wi-Fiのシステム更改に向けて、情報通信技術等に関する高度かつ専門的な知見や経験が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務の委託事業者については、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案したもの（優先交渉団体）と随意契約を締結することとした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 10. 7	北海道さっぽろ「食と観光」情報館移転リニューアルに係る西側基本設計業務	ジェイアール北海道エンジニアリング株式会社	6,930,000	R8. 9. 16	R8. 9. 16 ～ R9. 3. 31	現在本市では、北海道と共同で設置・運営している北海道さっぽろ「食と観光」情報館（以下「情報館」という。）について、時代や環境の変化に即し、将来的にも観光客から求められ続ける案内体制を構築するための移転リニューアルを予定している。本業務は、リニューアルの内、ＪＲ札幌駅西側の既存の情報館の一部について、インフラ及び法的条件等についての関係者との協議・調整に関して、委託者に技術的支援を行うとともに、移転リニューアル後の情報館西側の基本設計を行う業務である。 現在ＪＲ札幌駅では、駅構内及び隣接商業施設の改修工事を実施中であり、情報館がＪＲ札幌駅構内に設置されている特性上、ＪＲ北海道や隣接商業施設の管理者等との協議・調整は不可欠である。また、改修工事の状況に応じ、隣接設備とのインフラ面の接続等も考慮した適切な設計を行うためには、専門的な知見や技術が必要となる。 上記選定事業者は、ＪＲ北海道が実施する駅構内西側の改修工事等の設計を担っているため、現在実施中または今後実施予定の改修工事の進捗について熟知し、それらによって生じるインフラ設備への影響等についての知見がある唯一の事業者である。 そのため、情報館の移転リニューアルに係る基本設計及び本市への技術的支援を適切に行うことができるのは、上記選定事業者に限られる。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、上記選定事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R8. 6. 17	サッポロさとらんどの魅力向上に関する調査検討業務	株式会社日本総合研究所	14,982,000	R8. 5. 25	R8. 5. 25 ～ R9. 3. 19	本業務は、サッポロさとらんど基本方針（案）及び既往資料等に基づいて民間事業者へヒアリングを行い、民間活力を導入するための具体的な事業内容、手法及び事業費等を検討するものであり、農業だけでなく都市計画やまちづくり、民間活力の導入に係る調査検討等、広範かつ高度な知識や経験、技術力を要するものであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）農政部農政課 011-211-2406
R8. 7. 15	水産棟・青果棟冷凍設備保守点検業務	株式会社前川製作所	4,730,000	R8. 5. 29	R8. 5. 29 ～ R8. 12. 8	当該設備は冷媒にアンモニアを使用しており、アンモニアは地球環境に有利な反面、人体には有害かつ可燃性を有するため、保守点検・分解整備を行うには、製造メーカーの知識と専門技術を有し、交換部品等の安定した調達が必要であることから、本業務を履行できるのは当該設備の製造メーカーである左記業者のみであるため、特命することといたしたい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R8. 7. 22	中央卸売市場エレベーター監視設備改修業務	株式会社日立ビルシステム	16,225,000	R8. 6. 26	R8. 6. 26 ～ R9. 3. 30	本業務は、本市場のエレベーターの運転状況を一括監視している監視設備の改修を行うものである。当該設備は、本市場のエレベーター９基の現在階の確認や点検時の休止操作などをするために上記メーカーが設計・製造を行った独自の設備であり、本業務の履行にあたっては、既設監視設備の仕様を熟知したメーカーによる機器設計及び施工が必要不可欠である。株式会社日立ビルシステムは、既存監視設備の製造業者であり、また、保守点検も実施しているため、当該設備について熟知している唯一の製造業者である。 以上のことから、本業務を確実かつ安全に実施できる唯一の事業者と判断する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R8. 11. 4	中央卸売市場ローカルセンター装置リプレイス業務	セントラル警備保障株式会社	3,500,000	R8. 10. 23	R8. 10. 23 ～ R9. 3. 25	本業務は、札幌中央卸売市場におけるローカルセンター装置（機械警備の管理システムが入っている装置）のリプレイス（データーやソフトウェア環境はそのままにハードウェアを入れ替えること）業務である。 既設ローカルセンター装置は平成２６（２０１４）年に設置され経年劣化が進み突然のシステム停止の恐れがあるため、予防保全の観点からハードウェアを入れ替える。入れ替え後は既設機械警備システムの設定データーを移行し、動作試験・調整を行うことから、既設機械警備システムの使用を熟知した事業者による履行が必要不可欠である。 上記の条件を満たし、本業務の履行を行うことは機械警備システムを構築した「セントラル警備保障株式会社札幌支社」以外では成しえない。 ついては、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとして上記のものを特定随意契約の見積者として選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R8. 6. 10	山口処理場周辺有害鳥獣駆除業務	札幌市農業協同組合	2,691,150	R8. 5. 15	R8. 5. 22 ～ R8. 9. 30	当該業務は、山口処理場周辺農家の私有地内で行うものであり、業務遂行のためには山口処理場周辺農家の理解と協力を得ることが不可欠であるが、当該要件を満たすのは地元農家により構成される当該組合のみである。また、当該組合は農業団体であることから、農業の状況に応じた駆除業務を実施できるほか、地元農家と密接な関係にあり、被害への対応を円滑ｎ行うことができる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）処理場管理事務所 011-783-5314
R8. 4. 15	脱着装置付コンテナ専用車（専用コンテナ運搬車）借受（再リース）	いすゞリーシングサービス株式会社	7,339,200	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	発寒破砕工場から発寒清掃工場及び山口処理場まで破砕ごみを輸送する専用コンテナ運搬車（脱着装置付コンテナ専用車）については、令和２年９月１日から令和７年７月31日までのリース契約後、令和７年８月１日から令和８年３月31日まで再リースにより使用している。令和８年４月１日から令和９年３月31日においても引き続き再リースを行うにあたり、現車両は十分使用に耐えられる。また、経済的に有利であるため、現在契約を締結している同社を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R8. 7. 15	発寒破砕工場計装システム機器更新業務	アズビル株式会社	34,100,000	R8. 5. 22	R8. 5. 22 ～ R8. 9. 18	当該設備はアズビル株式会社製で、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。したがってその更新においても、設計上の詳細情報の把握や専門性の高い技術は必要不可欠であり、左記選定業者でなければ業務の履行は困難である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部発寒清掃工場 011-667-7311
R8. 8. 12	白石清掃工場吸収冷凍機整備業務	川重冷熱工業株式会社	8,668,000	R8. 5. 22	R8. 5. 22 ～ R9. 3. 31	吸収冷凍機は、ボイラーのように構造面では法制化がされておらず、各社独自のノウハウにより製造されており、メーカー毎により内部構造が異なる。 当工場に設置の吸収冷凍機に関しては、川重冷熱工業株式会社の独自の構造を保有しており、特製規格品が多数使用されていることから、特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、メーカーだけが万全な点検整備にあたることができる。 また、点検整備契約上、故障の際に部品の調達等を迅速に行うには、常時在庫を多数抱えているメーカーによって点検整備されることが重要であり、当工場の吸収冷凍機においても、全ての部品の在庫を抱え、尚且つ故障時に迅速な対応ができる川重冷熱工業株式会社でなければ、業務の履行は困難である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R8. 9. 9	白石清掃工場計装設備部品交換業務	アズビル株式会社	43,450,000	R8. 5. 29	R8. 5. 29 ～ R8. 11. 30	当該システムは、アズビル株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 選定業者は、アズビル株式会社の系列会社として同社製品の保守管理部門を担っており、当該業務を履行できるのは、システム設計上の詳細情報や構造等を熟知している選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8.8.12	白石清掃工場ごみクレーンバケット用吊下金具部品	株式会社福島製作所	4,012,800	R8.6.3	R8.6.3 ～ R8.9.30	当該部品については平成２９年度に環境局環境事業部施設整備課発注の工事で福島製作所製のごみクレーンバケットが設置されたものである。 設計にあたってはバケットメーカー毎にメーカー独自の仕様となっており、他に適合する汎用品はない。さらに、メーカーが設計図面等の 詳細データを開示しておらず、メーカー提供図面からは部材の詳細寸法及び部材の規格、 性状など部品製作に必要な情報が不十分なため作成は不可能な事から設計図面により 一般的な仕様を示した製造請負での発注もできない。 また、指定部品以外を使用した場合、充分な性能が発揮できない旨の見解が示されていることから、本件白石清掃工場のごみクレーンバケット用吊下金具部品については福島製作所製を特定する。 また、当該部品は福島製作所以外から購入できないため、購入先を福島製作所とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R8.8.12	白石清掃工場蒸気タービン設備整備業務	ＪＦＥエンジニアリング株式会社北海道支店	99,000,000	R8.6.5	R8.6.5 ～ R8.10.31	当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められ、これらのノウハウは製造メーカーのみが保有している。選定業者は、当該設備の製造メーカーであり、道内において当該業務を履行できる唯一の業者である。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R8.8.12	白石清掃工場ガスタービン設備整備業務	敷島機器株式会社	15,950,000	R8.7.28	R8.7.28 ～ R8.11.30	当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められ、これらのノウハウは製造メーカーのみが保有している。選定業者は、当該設備の製造メーカーであり、道内において当該業務を履行できる唯一の業者である。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R8.10.7	白石清掃工場１・２号焼却設備定期整備業務（その３）	協立設備株式会社	6,600,000	R8.9.17	R8.9.17 ～ R8.11.30	当該業務は白石清掃工場２号定期整備炉内確認によりごみ投入ホッパーケーシングの損傷を確認したため、緊急的に補修を行うものである。 本業務は現在進行中の白石清掃工場１・２号焼却設備定期整備業務と輻輳するため、同足場内での複数の受託者による作業は、施工箇所や作業者数の調整が常時必要となり、焼却炉休止期間内での作業完了にあたって支障となるだけでなく、施工品質の確保も困難となる。 また、同業務の委託者である左記選定業者に委託することは、現場事務所、保護具等が共用可能となり、経費を節減できる。以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、左記選定業者に特定することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R8.7.29	令和８年度ホッキョクグマ導入に向けた調査・調整業務	特定非営利活動法人ＥｎＶｉｓｉｏｎ環境保全事務所	5,830,000	R8.7.9	R8.7.9 ～ R9.3.31	本業務はカナダからホッキョクグマ創始個体の導入に向けた協議を進め、カナダ国内の関係施設との関係構築を行う。基本的な合意形成を得ることを目的とし、カナダ関係機関と調整等を行う。 NPO法人EnVision環境保全事務所は、これまでにも本市とともにカナダマニトバ大学やマニトバ州政府との連携及びアシニボインパーク動物園、トロント動物園との覚書締結のコーディネートを行い、これら関係施設との信頼関係を構築している。また、令和7年度には、本市が発注した「令和７年度ホッキョクグマ導入に向けた調査・調整業務」において、ホッキョクグマの移動に関する基本的な合意形成を支援した実績を有し、情報共有や今後の創始個体の導入を見据えた連携強化を円滑に遂行することが可能である。仮に他業者が当該調整業務を行う場合、カナダ関係機関との関係構築に多大な時間や経費を要する上に、当該業務を実施するのは実質的に困難と考える。 上記理由により、本業務の受託者としては同法人以外に適当なものがおらず、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、特定随意契約とする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）円山動物園経営管理課 011-615-8097
R8.8.26	粗飼料（一番乾牧草）（動物用飼料）	北海道牧草販売株式会社	2,090,000	R8.8.13	R8.8.13 ～ R9.3.31	必要量が安定して供給され、かつ品質が担保された納品が可能な物は、上記選定事業者に限られることから、上記選定事業者を札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）により随意契約とし、左記業者に特命いたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）円山動物園経営管理課 011-621-1426
R8.11.4	令和8年度ゾウ専門家の招へいによる飼育技術等指導等業務	エレファント・トーク	2,430,819	R8.9.25	R8.9.25 ～ R9.3.31	当該業務は１専門知識に基づいた調査能力・分析能力・動物に対する豊富な経験に基づく判断能力を有すること。２ゾウの飼育管理について、豊富な経験を有すること。３ゾウについて国内外の施設とのつながり及び情報を持っていること。４海外のゾウ専門家とのつながりを有しており、技術指導を行う専門家の選定及び手配を行えること。この４つの要件を満たす必要があるが、当該業者以外に要件を満たす業者がいないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約とし、上記相手方に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）円山動物園経営管理課 011-621-1426
R8.8.26	Web版総合道路管理システムへの各種レイヤ搭載業	札幌総合情報センター株式会社	4,323,000	R8.8.19	R8.8.19 ～ R9.3.31	左記の者は、Web版総合道路管理システムの開発を行った業者であるため、システムの構成及び市民GISとの連携にも精通しており、迅速かつ円滑な業務の履行が可能な唯一の者であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部総務課 011-211-2444
R8.4.15	令和8年度道路台帳図用地番図データ整備等業務	株式会社ティー・ユー・シー	3,421,000	R8.4.7	R8.4.7 ～ R8.4.23	本業務は、財政局において作成している地番図データを基に、道路台帳図用の地番図データを更新するものであり、これは、道路台帳図の補正を行うための基礎データとなるものである。 道路台帳の補正は、道路法施行規則第４条の２第５項の規定により速やかに行う必要があるため、当課では別途業務委託により年３回に分けて発注をしており、初回の発注は４月下旬を予定している。発注にあたっては、補正内容を適切に反映させるため、最新の地番図データを委託業者へ提供する必要があるが、財政局で更新した地番図データが利用可能となるのは４月１日であるため、同日以降、速やかに当課の地番図データを更新する必要がある。そのため、地番図及び道路台帳図両方における十分な処理能力を有する業者が不可欠である。 随意契約の相手方として審査対象となる（株）ティー・ユー・シーは、財政局が運用している地番図のデータ更新業務を受託していることに加え、本業務を平成23年度より受託していることから、地番図及び道路台帳図の両データに深く精通している。また、道路台帳図用地番図データの作成にあたり、独自の作業ツールを構築しているため、短期間での作業が可能となっており、本業務を適正かつ遅滞なく処理できる知識、経験及び技術を有している。 以上のことから、(株)ティー・ユー・シーは、本業務の目的を達成するための条件を満たしており、それが同社１社に特定されることから同社を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部道路認定課 011-211-2457

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.4.22	清田区清田中央地区地下水位低下支援業務	株式会社復建技術コンサルタント	23,430,000	R8.4.13	R8.4.13 ～ R9.2.8	清田区清田中央地区では、平成30年北海道胆振東部地震により道路や宅地等の被害を受けたことを受け、地下水位低下による地盤の安定化を目的に事業を進めてきたところである。 しかしながら、当該地区の一部範囲において、地下水位の高止まりが確認されており、地震時における再度災害発生の恐れがあるため、早期の対策実施が必要である。 当該地区については、令和5年度の業務において、一部範囲の地下水位の高止まりの原因に、土質の透水性が影響していることが判明したことを受け、令和6年度に地下水位低下のための設計検討を行い、令和7年度に対策工事を行った状況である。 本業務の早期かつ確実な遂行のためには、当該地区が火山灰質土により盛土造成されており、透水性が低い特殊な地盤状況にあることから、過年度業務の各種調査より得られた地下水位の高止まりの原因や当該地区の土質、地下水の特性を熟知している必要がある。加えて、本業務にて実施する地下水位低下作業は、マンホール内で水位調整装置の取り外し等を行う特殊な作業であり、地表面の不同沈下や周辺家屋等への影響を極力抑えながら段階的、かつ、慎重に実施するものであり、その専門知識と経験が不可欠である。また、業務を円滑に遂行するためには、地震により被災した地区における事業であることに鑑み、これまで進められてきた本事業の実施の経緯 について、深い理解と知識が求められる。 以上のことから、早期かつ確実、円滑に履行期間内に業務を遂行するためには、令和2年度の調査・検討業務、令和5年度の地下水位低下支援業務、令和6年度の地下水位低下検討業務を受託し、当該地区における地盤状況や地下水の特性を熟知していることに加え、本市の里塚地区や美しが丘地区、月寒東地区のほか、熊本地震（益城町）などで地下水位低下対策を検討し専門知識と経験が豊富であり、本事業の経緯について深い理解と知識を有する、本業務を適切に実施できる唯一の業者である左記業者を選定することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部業務課 011-211-2612
R8.6.10	屯田・茨戸通開通記念イベント等運営業務	三和物流サービス株式会社	11,962,500	R8.5.1	R8.5.1 ～ R8.11.30	本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部業務課 011-211-2612
R8.4.30	街路灯・標識管理システム保守業務	株式会社サンコー	3,795,000	R8.4.21	R8.4.21 ～ R9.3.31	「街路灯管理システム」及び「標識管理システム」は、株式会社サンコーが設計及び製作したものである。本業務を履行するにあたっては、システム全体を熟知していることが不可欠であり、必要な専門知識、技術情報を備えており、システムの動作検証、データの親和性を確保し、迅速かつ確実に行うことが要求される。以上のことから、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R8.6.17	道路ＩＴＶ設備保守点検業務	パナソニックコネクト株式会社	3,146,000	R8.5.14	R8.5.14 ～ R9.3.31	本業務は、道路ＩＴＶ設備の機能を確保するため、カメラの撮像、伝送機能確認等の保守点検を行うものである。カメラズーム等の遠隔操作の点検調整を行うためには、独自ソフトウェアによらなければならず、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は当該設備を開発・構築しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.7.8	創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務	東日本テクノ株式会社	8,327,000	R8.7.1	R8.7.1 ～ R9.1.29	本業務にて整備を行う創成川融雪管ロータリー１号機については、左記業者が設計、製造及び施工したものである。 当該設備は排雪された雪を破砕・均質化し、融雪管に投入する役割を果たしており施設の稼働には欠かせない設備である。 冬期の過酷な環境での連続した稼働を求められ、機器単体だけでなく、投雪ダンプの制御を含めた安全性の確保など、求められる性能は非常に高いものになる。 本業務を履行するにあたっては、当該設備について機器だけでなくシステム全体の設計も熟知していることが不可欠であり、左記業者のみが図面・制御プログラム等著作物を所有し、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有している。このため、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られるため、契約の性質が競争入札に適さないことから左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.8.5	新琴似北流雪溝現地盤修繕等業務（単価契約）	株式会社明電エンジニアリング	3,740,000	R8.7.28	R8.7.28 ～ R8.11.30	本業務の対象は（株）明電舎が製造納入した流雪溝設備のうち、中央監視装置と現地盤の通信機器設備の部品交換を行うものであり、当該設備の構造・機能を熟知していることが不可欠であり、履行後の安定稼働・機能保証が求められる。 左記業者は（株）明電舎における唯一のメンテナンス会社であり本業務に必要な専門知識、技術情報、業務体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.8.19	札幌駅北口駅前広場地下施設東側エレベーター整備業務	株式会社日立ビルシステム	2,305,600	R8.8.4	R8.8.4 ～ R9.1.29	本業務にて整備を行うエレベーターは、左記業者が設計、製造、施工したものである。 本業務を履行するにあたっては、エレベーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.9.9	札幌駅北口駅前広場地下施設エスカレーター整備業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	24,149,400	R8.8.12	R8.8.12 ～ R9.3.25	本業務にて整備を行うエスカレーターは、左記業者が設計、製造、施工したものである。 本業務を履行するにあたっては、エスカレーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.8.26	新川融雪槽オーバードア整備業務	金剛産業株式会社	3,630,000	R8.8.18	R8.8.18 ～ R8.11.30	本業務にて整備を行うオーバードアについては、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、整備後も確実に機能する必要があることから、部品交換後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.9.2	ガス熱源ロードヒーティング設備修繕業務	北海道瓦斯株式会社	30,690,000	R8.8.19	R8.8.19 ～ R8.11.30	本業務にて修繕を行う設備は、道路融雪用システムとして左記業者が設計・開発したものである。 本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・修繕を行い、修繕後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に行うことが要求される。 また、ガス工作物については、ガスを供給する一般ガス導管事業者が定める技術的基準に適合する必要がある。 設計・開発者かつガスを供給する一般ガス導管事業者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.9.9	道路情報ＬＡＮ・防災ＷＡＮ設備Ｌ３ＳＷ修繕業務（単価契約）	パナソニックコネクト株式会社	5,237,980	R8.8.28	R8.8.28 ～ R9.3.12	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該札幌市道路情報ネットワークシステム及び防災WAN接続システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.9.30	ロードヒーティング監視制御システム更新対応業務	株式会社ＮＴＴ東日本−北海道	37,378,000	R8.8.28	R8.8.28 ～ R9.3.26	本業務は、札幌市ロードヒーティング監視制御システムの更新に向け、機器調達とともに新OS上で正常に動作するようにシステムプログラムの改修・試験調整を行うものであり、当該システムのソフトウェア構造・仕様を熟知していることが不可欠である。 左記業者は、当該システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.9.30	菊水アンダーパスカメラ交換業務（単価契約）	パナソニックコネクト株式会社	2,915,000	R8.9.15	R8.9.15 ～ R9.3.5	本業務は、菊水アンダーパスに設置されている道路ＩＴＶカメラの交換、動作確認及び試験調整を行い、機能を確保するため行うものである。カメラズーム等の遠隔操作の動作確認及び試験調整等を行うためには、独自ソフトウェアによらなければならず、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は当該設備を開発・構築しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.9.30	降雪強度計修繕ほか業務	札幌総合情報センター株式会社	3,135,000	R8.9.15	R8.9.15 ～ R9.3.12	本業務は、降雪情報システムを構成するマルチセンサーの部品の一部である、降雪強度計の受発光部基盤の交換及び降雪強度計用ファンの交換等を行うものである。 本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該降雪情報システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R8.4.15	不動産の表示に関する登記等委託業務（単価契約）	公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	90,000,000	R8.4.6	R8.4.6 ～ R9.3.31	当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産登記及び登記に必要となる測量業務を主とした緊急的及び短期的な業務の履行をしなければならないため、その業務の地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、業務を継続させ、遅滞無く迅速な対応が必要である。 公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会は土地家屋調査士法に定める団体であり、当該業務の経験・知識・能力を有し、その専門性・広域性を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体であることから特命とするものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部測量課 011-211-2562
R8.4.15	排水機場等河川管理施設総括監理業務	一般財団法人札幌下水道公社	4,356,000	R8.4.3	R8.4.3 ～ R9.3.31	札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務等について、札幌市に代わり管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等下水道施設の履行管理の実績、点検整備結果から設備の健全度を総合的に評価する能力及び点検整備業務等の履行業者を的確に指導できる能力が必要である。 一般財団法人札幌市下水道公社は、これまで下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力、知識、経験を備え、当該業務を確実に履行できること、また公的な立場で札幌市の事業を補完・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）事業推進部河川管理課 011-818-3415

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.6.10	界川線（界川3丁目）ほか下水道管周辺の空洞探査業務	ジオ・サーチ株式会社	2,090,000	R8.5.19	R8.5.19 ～ R8.8.31	本業務は、下水道管の破損による路面陥没の恐れがあることから、重大な事故を未然に防ぐために実施する緊急の調査である。 現在、当該箇所を含む周辺エリアにおいて別業務を履行中であるジオ・サーチ株式会社は、独自の路面下探査技術において国内屈指の実績を有している。同社は別業務を通じて当該路線の埋設物分布や地質特性等の基礎的な現場情報を既に蓄積しており、他社に発注する場合に不可欠となる資料収集や現地踏査といった準備工程を大幅に短縮し、直ちに本調査へ着手できる体制にある。 当該路線における路面陥没は、物流や市民生活等の都市機能に多大な影響を及ぼす恐れがあり、迅速な空洞特定と早期の対策判断が不可欠である。陥没リスクが懸念される中、移動や準備に係る時間を最小限に抑え、高度な解析技術をもって即時に機動的な対応が可能なのは、現在現場周辺で業務を展開している同社をおいて他にない。 以上より、重大な事故の発生を未然に防止するため緊急の必要性があり、競争入札に付する時間的余裕がなく、かつ、現場の特性を把握し即応体制にあるのは当該事業者に限られることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項に基づき、左記業者を特定し随意契約とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第５号）	下）事業推進部管路保全課 011-818-3451
R8.10.7	土木工事積算システム（下水道用）データ改訂業務	株式会社東芝	2,145,000	R8.9.28	R8.9.28 ～ R8.12.18	本業務は、土木工事積算システムに登録されている下水道の独自歩掛データ及び当システムのプログラムについて、令和８年度の改訂を行う業務である。 業務の履行にあたっては、本積算システムの開発及び運用管理を行っている左記業者以外には適正な履行が見込めないと認められることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、左記業者の特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部管路保全課 011-818-3451
R8.7.29	運転状態表示システム改修業務	朝日プラントエンジニアリング株式会社	4,510,000	R8.7.21	R8.7.21 ～ R9.3.26	本業務は、Windows10からWindows11へのOS更改に対応するため、ソフトウェアの改修を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に遂行するためには、当該システム固有のプログラム設計および構築に関する高度な知見を有することが不可欠である。 当該システムについては、開発元である札幌テーケーシー株式会社の事業撤退に伴い、設計、機能増設、改修、システム調整等を含む一切の事業が朝日プラントエンジニアリング株式会社へと継承された。 以上のことから、同社は当該システムに係る独自の設計情報やノウハウを保持する唯一の事業者であり、これまでのシステム改修の実績も鑑み、本業務を的確に履行し得る唯一の存在であると判断されるため、同社を特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R8.7.29	下水処理施設水質監視システム改修業務	朝日プラントエンジニアリング株式会社	22,880,000	R8.7.21	R8.7.21 ～ R9.3.26	本業務は、Windows10からWindows11へのOS更改に対応するため、ソフトウェアの改修を行い、併せてソフトウェアの一部機能改修を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に遂行するためには、当該システム固有のプログラム設計および構築に関する高度な知見を有することが不可欠である。 当該システムについては、開発元である札幌テーケーシー株式会社の事業撤退に伴い、設計、機能増設、改修、システム調整等を含む一切の事業が朝日プラントエンジニアリング株式会社へと継承された。 以上のことから、同社は当該システムに係る独自の設計情報やノウハウを保持する唯一の事業者であり、これまでのシステム改修の実績も鑑み、本業務を的確に履行し得る唯一の存在であると判断されるため、同社を特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-717-5829
R8.5.13	月寒川雨水ポンプ場No.1雨水エンジン点検整備業務	株式会社ＩＨＩ原動機	33,000,000	R8.4.17	R8.4.17 ～ R9.3.17	本業務にて整備する雨水ポンプ用ディーゼルエンジンは下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。 本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である（株）新潟鐵工所から原動機事業を継承され、履行に係る技術情報及び技術力を有する唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部施設保全課 011-818-3443
R8.10.21	手稲水再生プラザNo.2雨水ポンプ用ディーゼルエンジンほか点検整備業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	14,520,000	R8.10.13	R8.10.13 ～ R9.3.17	本業務にて点検整備するディーゼル機関は下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。 本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。 このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であるヤンマー（株）（旧社名ヤンマーディーゼル（株））から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有する唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部施設保全課 011-818-3443
R8.8.5	創成川水再生プラザNo.1汚泥スクリーン修理	株式会社西原環境	2,816,000	R8.7.21	R8.7.21 ～ R9.3.26	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の（株）西原環境北海道支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R8.6.24	豊平川水再生プラザ第2処理施設初沈汚泥引抜ポンプ修理	古河産機システムズ株式会社	3,795,000	R8.5.25	R8.5.25 ～ R8.8.28	当該危機の修理を行うに当たっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の古河産機システ（株）札幌支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R8.7.29	厚別融雪槽監視システム修繕業務	株式会社エルムデータ	4,015,000	R8.7.14	R8.7.14 ～ R8.11.27	当該設備は、融雪槽監視システムの運転制御を担う重要な設備であり、製造元である（株）エルムデータが独自に開発した設備であります。当該修繕には性能保持（機能及び安全）、ならびに性能保証の観点から製造元のみが保有する設計情報と技術力が不可欠となります。また、システムの一部として他の装置との密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製造元以外の施工は困難なため、製造元である左記業者に特定といたしたい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R8.8.19	豊平川水再生プラザ高段雨水エンジンポンプ違方監視装置修理	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	2,453,000	R8.7.21	R8.7.21 ～ R9.2.26	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元のヤンマー株式会社からメンテナンス関係の業務を移管されているヤンマーエネルギーシステム（株）札幌支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R8.9.9	豊平川水再生プラザ第2処理施設ほかシーケンサ等点検業務	東芝インフラテクノサービス株式会社	5,610,000	R8.8.27	R8.8.27 ～ R9.3.19	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である（株）東芝からインフラ設備の保守事業を承継され、履行に係る技術情報及び技術力を有する唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 10. 7	コントロールセンタユニット（豊平川水再生プラザ）	東芝インフラテクノサービス株式会社	2,970,000	R8. 9. 24	R8. 9. 24 ～ R9. 3. 29	当該機器は（株）東芝製であり、他メーカーでは製品仕様の違いなどから互換性がなく取付けできないため（株）東芝製に特定したい。なお、（株）東芝のインフラ設備の部品販売等については、東芝インフラテクノサービス（株）に承継されていることから北海道での唯一の販売店である東芝インフラテクノサービス（株）北海道支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R8. 10. 14	米里中継ポンプ場雨水放流ゲート修繕業務	株式会社栗本鐵工所	1,991,000	R8. 9. 28	R8. 9. 28 ～ R9. 1. 22	当該設備は、既製品ではなく製造元である（株）栗本鐵工所が独自に開発した設備であります。当該修繕には性能保持（機能及び安全）、ならびに主要部品交換後の性能保証の観点から製造元のみが保有する設計情報と高度な施工技術が不可欠となります。これらを勘案すると製造元以外での施工は困難なため、製造元である左記業者に特定といたしたい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R8. 7. 8	新川水再生プラザ第1処理施設No. 2-1ほか初沈流入ゲート修理	株式会社前澤エンジニアリングサービス	3,850,000	R8. 6. 25	R8. 6. 25 ～ R9. 1. 29	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である前澤工業（株）からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービス北海道営業所に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R8. 10. 28	茨戸西部中継ポンプ場シーケンサ等点検業務	メタウォーター株式会社	3,575,000	R8. 8. 5	R8. 8. 5 ～ R9. 3. 12	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力を有する唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R8. 9. 30	新川水再生プラザ第１処理施設ほか高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	7,150,000	R8. 8. 28	R8. 8. 28 ～ R9. 3. 19	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である（株）明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、本業務の履行実績もあり迅速かつ的確な履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R8. 5. 27	令和８年度　市有建築物保全業務	一般財団法人　札幌市住宅管理公社	2,083,718,780	R8. 4. 3	R8. 4. 3 ～ R9. 3. 31	（一般財団法人）札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成８年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物（学校、市営住宅を除く）の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当っては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の３条件、１、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、２、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、３、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために４、市のチェックコントロールが効くこと、５、事業の継続性が図られることを加えた５点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに４，５の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務（学校保全）を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R8. 5. 27	令和８年度　市有建築物保全業務その２	一般財団法人　札幌市住宅管理公社	150,088,510	R8. 4. 3	R8. 4. 3 ～ R9. 3. 31	（一般財団法人）札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成８年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物（学校、市営住宅を除く）の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当っては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の３条件、１、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、２、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、３、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために４、市のチェックコントロールが効くこと、５、事業の継続性が図られることを加えた５点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに４，５の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務（学校保全）を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.5.27	令和８年度　市有建築物保全業務その３	一般財団法人　札幌市住宅管理公社	49,002,250	R8.4.24	R8.4.24　～　R9.12.18	（一般財団法人）札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成８年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物（学校、市営住宅を除く）の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当っては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の３条件、１、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、２、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、３、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために４、市のチェックコントロールが効くこと、５、事業の継続性が図られることを加えた５点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに４，５の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務（学校保全）を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R8.5.13	旧あつべつきた幼稚園跡地周辺家屋調査	株式会社高崎	2,838,000	R8.5.7	R8.5.7　～　R8.8.31	本業務は、令和7年度に実施した「あつべつきた幼稚園ほか1園解体工事周辺調査」の事後調査として実施するものである。 　当初調査を履行した左記業者は、あつべつきた幼稚園の解体工事に着手する前の家屋状況（内部・外部）を詳細に把握しており、同一の測定手法及び視点による工事前後での客観的な比較検証を行う上で、代替不可能な技術データを保持している。また、旧あつべつきた幼稚園跡地の事前の家屋調査を実施した家屋所有者4軒より事後調査の要望があり、うち1軒からはクラックスケールを用いた具体的な外壁ひび割れの変状に関する申し出がなされていることに対して、先行調査の成果品及び当時の現場状況を熟知している左記業者が、因果関係を特定する調査において最も精度が高く、かつ迅速な対応が可能である。加えて、家屋調査は敷地内及び居室内の立ち入りを伴うため、家屋所有者との信頼関係の構築が不可欠であるが、既に事前調査において面談及び立ち入り実績があり、住民側の心理的障壁も低い左記業者を選定することが、業務を円滑かつ確実に遂行する上で最適である。 　以上の通り、本業務の遂行には当初調査との整合性、技術的知見の継続性、及び家屋所有者との信頼関係が不可欠であり、他業者では事前調査データとの精緻な比較が困難であることから、本業務を確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R8.6.10	札幌市教育文化会館防排煙設備修繕業務	株式会社北海道ニッタンサービスセンター	3,080,000	R8.5.26	R8.5.26　～　R8.10.30	本業務は、一部の防火ダンパーの起動不良や受信機に表示されない不具合の修繕業務である。 左記業者は、長年にわたり当施設の消防用設備等の保守点検を継続しており、設備の経年劣化状況やシステム構成の詳細を十分に把握している。 今回の修繕に際しても、事前の詳細な現地調査によって不具合箇所と原因の特定を既に完了している。 本業務に必要な図面やこれまでの点検データを有しており、防災設備の機能を維持するための知識や業務対象箇所の状況を熟知しているのは左記業者に限られる。 以上から、左記業者に特命随意契約としたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R8.6.10	市営住宅月寒団地建替A-1・2号棟住宅性能評価等の申請業務	株式会社アトリエアク	2,032,800	R8.6.3	R8.6.3　～　R8.9.30	本業務は、左記業者が履行した「市営住宅月寒団地建替Ａ－１・２号棟新築工事実施設計」に基づき、新築する市営住宅月寒団地Ａ－１・２号棟の住宅性能評価申請及びBELS評価申請を行い、評価書の交付を受けるものである。 　当該業者は上記市営住宅の設計内容を熟知していることに加え、申請先の住宅性能評価機関からの質疑に対し、設計内容・意図を踏まえた回答を行うことができる。 　以上のことから、今回の業務における住宅性能評価等の申請から評価書の交付までを円滑かつ責任を持って業務期間内に適正に履行できるのは左記業者のみであるため特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R8.9.9	旧ひがしなえぼ幼稚園跡地周辺家屋調査	株式会社高崎	2,178,000	R8.9.3	R8.9.3　～　R8.11.30	本業務は、令和7年度に実施した「あつべつきた幼稚園ほか1園解体工事周辺調査」の事後調査として実施するものである。 　当初調査を履行した左記業者は、ひがしなえぼ幼稚園の解体工事に着手する前の家屋状況(内部・外部)を詳細に把握しており、同一の測定手法及び視点による工事前後での客観的な比較検証を行う上で、代替不可能な技術データを保持している。また、旧ひがしなえぼ幼稚園跡地の事前の家屋調査を実施した家屋所有者2軒より事後調査の要望があり、家屋内の壁紙や壁ボードのひび割れが発生しているなどの具体的な変状に関する申し出がなされていることに対して、先行調査の成果品及び当時の現場状況を熟知している左記業者が、因果関係を特定する調査において最も精度が高く、かつ迅速な対応が可能である。加えて、家屋調査は敷地内及び居室内の立ち入りを伴うため、家屋所有者との信頼関係の構築が不可欠であるが、既に事前調査において面談及び立ち入り実績があり、住民側の心理的障壁も低い左記業者を選定することが、業務を円滑かつ確実に遂行する上で最適である。 　以上の通り、本業務の遂行には当初調査との整合性、技術的知見の継続性、及び家屋所有者との信頼関係が不可欠であり、他業者では事前調査データとの精緻な比較が困難であることから、本業務を確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R8.11.11	札幌市本庁舎インターフェース交換業務	ニッタン株式会社	13,189,000	R8.9.30	R8.9.30　～　R9.3.19	札幌市本庁舎の自動火災報知設備は中央監視装置で監視等を行っており、本業務で交換するインターフェースを含めて、防災メーカーであるニッタン(株)の製品が設置されているため、通信を行うにはインターフェースも同製の機器を設置する必要がある。 　当該業者は、インターフェースの交換作業並びにデータ作成作業に必要な図面やこれまでの点検データを有し、既に不具合箇所と原因の特定を完了しているほか、本庁舎の自動火災報知設備のシステム仕様や設定内容を熟知しているため、高品質で信頼性の高い確実な業務履行が可能である。 　なお、当該業者の北海道支社は入札参加資格者として登録があるものの、建設業許可を取得していないため、本業務の契約の相手方とすることが出来ない。一方、ニッタン（株）本社は、入札参加資格者としての登録は無いが、入札参加資格を有する支社を統括する立場であることから、当然に業務遂行に必要な履行能力を有していると認められる。 　また、契約資格については念のため申出書を徴し、十分な調査を実施している。 　以上のことから、実質的な適格性を有する同社本社との特命随意契約といたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 4. 30	令和8年度耐震診断等補助事業関連業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会	11,660,000	R8. 4. 14	R8. 4. 14 ～ R9. 3. 12	左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 （左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第９条第１項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている参加資格者ではない。） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築指導部管理課 011-211-2859
R8. 4. 30	令和8年度木造住宅耐震診断員派遣事業関連業務（単価契約）	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	15,092,000	R8. 4. 14	R8. 4. 14 ～ R9. 3. 12	左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 （左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第９条第１項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている参加資格者ではない。） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築指導部管理課 011-211-2859
R8. 4. 15	マイナ救急事業用ネットワーク提供業務（単価契約）	株式会社ＮＴＴデータ	1,252,152	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、救急搬送時にオンライン資格確認等システムを利用するための通信回線等を調達するものである。 上記システムは、マイナ保険証を使用することにより傷病者の通院歴や投薬情報等を確認できるものであり、得られる情報は円滑かつ適切な救急活動につながることから、安定的で確実な通信環境が必要不可欠である。 現状、本市の仕様を満たし、かつ、確実な通信環境の提供が担保されているのは、総務省消防庁主導の実証実験を受託した株式会社NTTデータのみであるため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R8. 4. 22	消防団ワークスライセンス（単価契約）	ソフトバンク株式会社	5,575,680	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、現在使用している消防団業務用アプリ「消防団ワークス」を継続利用するためにライセンスを調達するものである。 利用アプリについては、既存製品を使用した実証実験を行ったうえで、本市が求める機能、仕様及び品質体制を有するソフトバンク株式会社の製品を選定しており、本市独自の体制下で運用中である。 当該アプリの利用にあたっては、ソフトバンク株式会社から利用者に対して直接提供されることから、他業者から調達することができない。 以上から、履行可能業者が１者に特定されるため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R8. 10. 14	石狩ヘリポート給油施設年次点検業務	有限会社ウチダ特機工業	3,208,700	R8. 6. 15	R8. 6. 15 ～ R9. 3. 26	本業務は、航空機運航に欠かすことのできない石狩ヘリポート給油施設の安定性、信頼性を確保するため、精度の高い保守点検及び部品交換等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、当該施設を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該施設に関する情報及び技術力を有することが必要不可欠である。 有限会社ウチダ特機工業は、当該施設の航空機給油装置を製造・設置した業者であり、施設使用開始時から本業務の履行実績もあり、迅速かつ確実な履行ができる唯一の業者であることから特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R8. 10. 21	消防情報管理システムNEWSネット接続対応業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	4,620,000	R8. 10. 15	R8. 10. 15 ～ R8. 12. 28	本業務は、NEWSネットクライアントから消防情報管理システムへの接続が可能となるようにシステム改修を行うものである。 当該システムは、富士通Japan株式会社のパッケージ商品を本市独自仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース及び著作権等の観点から他の事業者への情報開示が困難である。 以上から、性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R8. 4. 15	令和８年度宮の森まちづくりセンター運営業務	宮の森大倉山地区まちづくり協議会	11,480,779	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁）第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。宮の森まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「宮の森大倉山地区まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約（特定）とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	中）市民部地域振興課 011-205-3221
R8. 4. 15	中央区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,188,024	R8. 4. 6	R8. 4. 8 ～ R8. 11. 30	臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800
R8. 6. 24	苗穂駅自由通路窓ガラス清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	2,375,186	R8. 6. 17	R8. 7. 1 ～ R8. 11. 30	苗穂駅自由通路は、JR本線に架かる通路（空中歩廊）であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を得た上で、き電停止（線路上の電気系統の遮断）を行って線路閉鎖（一定区間に列車等を入れない）の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。さらに、作業上の不備（清掃用具の落下や施設の破損など）によって、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。このことから、左記事業者を選定事業者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800
R8. 6. 24	苗穂駅自由通路窓ガラス清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	2,375,186	R8. 6. 17	R8. 7. 1 ～ R8. 11. 30	苗穂駅自由通路は、JR本線に架かる通路（空中歩廊）であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を得た上で、き電停止（線路上の電気系統の遮断）を行って線路閉鎖（一定区間に列車等を入れない）の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。さらに、作業上の不備（清掃用具の落下や施設の破損など）によって、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。このことから、左記事業者を選定事業者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800
R8. 11. 4	盤渓東部地区雪堆積場管理業務	札幌建設運送株式会社	16,335,000	R8. 10. 29	R8. 11. 2 ～ R9. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.11.4	盤渓地区雪堆積場管理業務	ソリトン・野田・東成特定共同企業体	50,820,000	R8.10.29	R8.11.2 ～ R9.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800
R8.4.15	北区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	17,592,960	R8.4.7	R8.4.13 ～ R8.11.13	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第４１条第１項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第２項に規定するシルバー人材センターで、その所在が札幌市内にあるもの。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	北）土木部維持管理課 011-771-4211
R8.11.11	上篠路第２地区雪堆積場管理業務	共同・丸新特定共同企業体	60,830,000	R8.10.29	R8.11.2 ～ R9.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	北）土木部維持管理課 011-771-4211
R8.11.11	拓北第２地区雪堆積場管理業務	テクノテック・道立工業・マルホン北英特定共同企業体	139,040,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	北）土木部維持管理課 011-771-4211
R8.4.15	東区自転車誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,114,336	R8.4.7	R8.4.15 ～ R8.11.18	軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	東）土木部維持管理課 011-781-3521
R8.11.11	上篠路地区雪堆積場管理業務	丸彦渡辺・丸二森建 特定共同企業体	165,000,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	東）土木部維持管理課 011-781-3521
R8.11.11	モエレ地区雪堆積場管理業務	大同・中大・岩田地崎・板谷 特定共同企業体	23,650,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	東）土木部維持管理課 011-781-3521
R8.7.22	「しろいしグルメプロジェクト2026」企画・運営業務	株式会社リライズ	1,998,700	R8.7.14	R8.7.14 ～ R8.12.15	本業務は、参加者やラリー企画に協力する区内飲食店等、多様な主体の価値観やニーズに応える企画力・創造性に加え、それを実現するための高度な技術力や専門的な知識が求められる役務である。 　このことから、本業務は価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会において審査し、優れた提案をした物を選ぶ公募型企画競争を採用した。 　企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書及びヒアリングの内容を総合的に評価した結果、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定した。 　本業務を円滑に履行できるのは、上記の公募型企画競争により選定した事業者に限られることから、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第１号）	白）市民部地域振興課 011-861-2422
R8.6.24	白石区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	13,933,920	R8.4.10	R8.4.13 ～ R8.11.20	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	白）土木部維持管理課 011-864-8125
R8.6.24	白石区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	13,933,920	R8.4.10	R8.4.13 ～ R8.11.20	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	白）土木部維持管理課 011-864-8125
R8.6.24	白石駅自由通路・柏山跨線人道橋窓ガラス等清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	3,314,432	R8.6.17	R8.6.17 ～ R8.11.30	白石駅自由通路及び柏山跨線人道橋は、JR本線に架かる通路（空中歩廊）であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を取ったうえ、き電停止（線路上の電気系統の遮断）を行って線路閉鎖（一定区間に列車等を入れない）の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。 更に、作業上の不備（清掃用具の落下や施設の破損など）によっては、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。このことから、左記事業者を特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	白）土木部維持管理課 011-864-8125
R8.6.24	白石駅自由通路・柏山跨線人道橋窓ガラス等清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	3,314,432	R8.6.17	R8.6.17 ～ R8.11.30	白石駅自由通路及び柏山跨線人道橋は、JR本線に架かる通路（空中歩廊）であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を取ったうえ、き電停止（線路上の電気系統の遮断）を行って線路閉鎖（一定区間に列車等を入れない）の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。 更に、作業上の不備（清掃用具の落下や施設の破損など）によっては、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。このことから、左記事業者を特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	白）土木部維持管理課 011-864-8125
R8.8.12	豊平区役所吸収式冷温水機整備業務	川重冷熱工業株式会社	3,806,000	R8.7.30	R8.7.30 ～ R8.10.30	吸収式冷温水発生機は、一般的に製造元ごとの独自ノウハウにより開発されるため、機器によって内部構造が大きく異なっている。本業務において整備対象となる、川重冷熱工業株式会社が設計・製造した吸収式冷温水発生機（機名：ΣTBG250DR5D）に関しても同様であり、多数の特製部品や機器で構成されているなど、製造元独自の構造を保有している。 　そのため本業務の履行にあたっては、製造元が有する詳細な設計情報と整備方法を熟知していることはもとより、整備にかかる専門的な知識及び技術を有することが必要不可欠である。 　当該事業者は本機器の保守契約の相手先でもあり、機器の状態把握及び機器の設置状況にも精通していることから、これらの条件をすべて満たし、本業務を履行できる者は、当該事業者をおいて他にはない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）市民部総務企画課 011-822-2405

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8.11.18	西岡第２地区雪堆積場管理業務	杉原・北央道路特定共同企業体	22,220,000	R8.10.29	R8.11.2 ～ R9.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R8.11.18	澄川南地区雪堆積場管理業務	水谷・大伸・内村・ネオアクシア特定共同企業体	94,050,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.8.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R8.11.18	真駒内第２地区雪堆積場管理業務	宮浦ほか４社特定共同企業体	16,170,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R8.8.5	南区役所吸収式冷凍機整備業務	荏原冷熱システム株式会社	14,520,000	R8.7.14	R8.7.14 ～ R9.3.19	吸収式冷凍機は、一般的に製造元ごとの独自ノウハウにより開発されるため、機器によって内部構造が大きく異なっている。本業務において整備対象となる、株式会社荏原製作所が設計・製造した吸収式冷凍機（機名：16JH021）に関しても同様であり、多数の特製部品や機器で構成されているなど、製造元独自の構造を保有している。 そのため本業務の履行にあたっては、製造元が有する詳細な設計情報と整備方法を熟知していることはもとより、整備にかかる専門的な知識及び技術を有することが必要不可欠である。また本機器の保守契約の相手先でもあり機器の状態把握及び機器の設置状況にも精通している。 これらの条件をすべて満たし、本業務を履行できる者は、株式会社荏原製作所の完全子会社であり、かつ、冷凍機の整備を含む冷凍事業の分離先である上記選定事業者をおいて他にはない。 以上のとおり、本業務の性質は競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、上記選定事業者を相手方とした特定随意契約により調達を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	南）市民部総務企画課 011-582-4705
R8.4.15	南区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	4,143,216	R8.4.8	R8.4.9 ～ R8.10.31	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため左記事業者に特定随意契約を行うこととする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	南）土木部維持管理課 011-581-3811
R8.4.22	西区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	8,713,320	R8.4.10	R8.4.13 ～ R8.11.20	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R8.11.11	前田第２地区雪堆積場管理業務	八甲・丸源三上・マルコー特定共同企業体	15,840,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R8.11.11	平和第２地区雪堆積場管理業務	坂ノ下・東洋ロード特定共同企業体	21,505,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R8.11.11	西野平和地区雪堆積場管理業務	勇・朝倉・創新・タニケン特定共同企業体	32,780,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R8.11.11	平和地区雪堆積場管理業務	坂ノ下興業株式会社	17,699,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R8.11.11	福井地区雪堆積場管理業務	北陽・北海道ロード・佐野特定共同企業体	25,410,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R8.11.11	前田第３地区雪堆積場管理業務	スペース・勇・四宮特定共同企業体	31,790,000	R8.10.28	R8.11.2 ～ R9.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R8.11.11	前田地区雪堆積場管理業務	丸源三上・八甲・西岡・幸洋特定共同企業体	37,950,000	R8.10.30	R8.11.2 ～ R9.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R8. 11. 11	手稲山口地区雪堆積場管理業務	大八拓殖・光建特定共同企業体	66,880,000	R8. 10. 30	R8. 11. 2 ～ R9. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R8. 11. 11	山口東地区雪堆積場管理業務	東海建設・大八拓殖・寿造園・福田道路特定共同企業体	24,640,000	R8. 10. 30	R8. 11. 2 ～ R9. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R8. 11. 11	前田第５地区雪堆積場管理業務	全幸・大東・ライフユーズ・田中組特定共同企業体	35,200,000	R8. 10. 30	R8. 11. 2 ～ R9. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R8. 5. 13	チャレンジ自然体験企画・運営業務	株式会社コエルワ	1,632,290	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 25	本業務は、野外教育や自然体験活動が持つ教育効果を札幌市における課題解決の手段の一つとして活用し、札幌の子どもたちが等しく自然体験できる機会を創出していくことを目標に、野外教育総合推進事業として「チャレンジ自然体験」事業を柱とし、他部局・他機関等との連携体制のもと、両事業を相互に連環させ、効果的かつ段階的に実施するものである。また、不登校児童生徒を対象とするなど、これまで実施してきた野外教育事業とは異なる視点で事業展開を図っていく必要があり、民間事業者の持つ高度な企画提案力、創造性や技術力、並びに専門的な知識・経験が不可欠であることから、事業者の選定にあたっては、能力を総合的に評価する公募型企画競争により契約候補者を選定することが適当であると考えられる。 以上により、契約の性質または目的が価格による競争入札に適しないため、公募型企画競争により契約の相手からを選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）総務部生涯学習推進課 011-211-3872
R8. 7. 22	札幌市学校体育館エアコン整備における PPP/PFI導入可能性調査業務	合同会社デロイトトーマツ	15,796,000	R8. 5. 29	R8. 5. 29 ～ R9. 3. 31	本業務は、学校体育館におけるエアコンの整備を進めるにあたり、定性面及び定量面から本市にとって効果的な整備手法を採用するため、PPP/PFI方式の導入可能性を調査検討するものであり、高度な専門性・経験が求められるため、公募型企画競争により事業者の選定を行うことが適当であると判断した。 以上より、その性質から一般競争入札に適しないものであるため、公募型企画競争実施委員会において選定された契約候補者と特定随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）総務部学校施設課 011-211-3835
R8. 9. 9	札幌市における地域スポーツ・文化クラブ活動管理運営等支援業務	リーフラス株式会社	57,370,457	R8. 8. 31	R8. 8. 31 ～ R9. 3. 15	本業務は、学校教育の一環として、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、どのような形で本市の実情に応じて地域展開していくかを検討するための各種課題の整理・検証を行うものである。業務実施にあたっては、一定期間の平日も含むモデル事業の実施にあたり、対象となる学校との連絡調整、地域クラブ活動となる部活動の活動場所と、従事する指導者・活動サポーターの割り振り、報酬支払い、円滑な生徒の保険加入を遺漏なく、適切に実施する必要がある。また、参加する生徒及び保護者の理解促進、平日だけでなく休日も含む問い合わせ対応に加え、個人情報の厳格な管理なども必要であり、高度な事務処理能力だけでなく、様々な関係者との連絡調整能力、活動サポーターに適した人材の確保・管理能力が求められるところ。 以上から、本業務は価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号に定める「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当すると判断されるため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、提案能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用し、企画競争実施委員会による選定を経た契約候補者と特定随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）学校教育部教育推進課 011-211-3851
R8. 10. 7	学齢簿システム標準化移行業務	株式会社ワイイーシーソリューションズ	26,730,000	R8. 9. 24	R8. 9. 24 ～ R9. 3. 31	全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）」等に基づき、基幹20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行を行う必要があることから、本市の学齢簿編成事務で利用している情報システム（以下「学齢簿システム」という）についても、標準準拠システムに移行することを前提に検討を進めてきたところである。 政令指定都市に標準化対象業務システムの納入実績があるベンダ31社に対し、令和５年度に本市が実施した情報提供依頼において、学齢簿システムについては、左記事業者からのみ、所定の期限までに標準準拠システムを本市に提供可能である旨の回答があった。この結果を踏まえ、本市の学齢簿管理業務については、当該事業者が提供する標準準拠システムに移行することを前提に検討を進めてきたところである。 以上から、本業務を履行できる相手方は当該事業者を除いて他にないため、地方自治法第234条第２項及び地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、当該事業者を特定した随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）学びの支援担当課 011-211-3821
R8. 9. 30	電子書籍（TRC・JDLSコンテンツ）	株式会社図書館流通センター	2,868,135	R8. 8. 24	R8. 8. 24 ～ R8. 11. 30	現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸し出しを行う権利（複製権及び公衆送信権）を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一社に限られる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中図．利用サービス課 011-512-7320

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。